

会

議

午前 10 時 0 分開会

○議長（小泉孝敬君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

諮第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 日程により、諮第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

当局の説明を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎君） おはようございます。

それでは、諮第 1 号、本件につきましては、人権擁護委員の推薦についての御意見を求めるものでございます。

根拠規定として、人権擁護委員法第 6 条第 1 項によりまして、人権擁護委員は法務大臣が委嘱することになっており、また同条第 3 項に、市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定されております。

人権擁護委員の候補者の推薦に当たりましては、地域的な偏りが生じないように考慮し、市内を白浜・浜崎地区、下田地区、稲生沢地区、稲梓地区、朝日地区の 5 地区に区割りしまして候補者を選考しております。

人権擁護委員の任期は 3 年で、本市からは現在 5 人の方が人権擁護委員に委嘱されており、このうち稲梓地区からお願いしている土屋博久委員が本年 12 月 31 日をもちまして任期満了を迎えることとなりますので、候補者の推薦について議会の御意見を伺うものでございます。

それでは、議案件名簿の 14 ページをお開きください。

諮第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

稲梓地区の委員として推薦したい方は、下田市横川 15 番地の 3 にお住まいの山崎和也様、生年月日、昭和 33 年 3 月 12 日生まれ、現在 62 歳の男性でございます。

山崎様は、昭和55年3月、東海大学を御卒業、昭和55年4月、草薙スポーツ教室協会常勤コーチとして就職されました。草薙スポーツ教室協会を退職後は、昭和59年6月、熱海市立多賀中学校に奉職されました。その後、賀茂郡内の中学校や県立東部養護学校伊豆つくし分教室、下田市教育委員会事務局指導主事を歴任され、平成30年3月に河津町立河津中学校長を最後に退職されました。退職後、平成31年4月より一般社団法人賀茂地区教育研究会専務理事に就任され現在に至っております。

今回、土屋博久様の後任としての委嘱について打診したところ、お引受けいただける旨、快い返事を頂戴しております。

山崎様は教職を歴任し、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり、人権擁護委員として適任であると考えますので、推薦させていただくものでございます。

ぜひとも御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原

案のとおり適任とすることに決定いたしました。

議第43号の上程・説明・質疑・討論・採決

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第43号 監査委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市長。

- 市長（松木正一郎君） それでは、議第43号 監査委員の選任について御説明申し上げます。

初めに、本議案の提出根拠規定でございますが、地方自治法第196条第1項に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

この地方自治法第196条第1項の規定と申しますのは、監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるというものでございます。

次に、提案理由でございます。任期満了によるものでございます。

議案件名簿の15ページをお開きください。

選任したい方でございますが、下田市箕作723番地にお住まいの鈴木貞雄様でございます。生年月日は昭和26年4月14日、現在69歳でございます。

鈴木様は識見の監査委員として現在も在任中でございまして、任期が令和2年10月4日で満了となるため、その再任をお願いするものでございます。

鈴木様は昭和46年4月に下田市役所に採用され、議会事務局長、総務課長を歴任され、平成24年3月末の定年退職まで41年間勤務されました。また、平成24年4月から平成27年6月末まで、一般社団法人下田市シルバー人材センターの事務局長として勤務された経験もございます。

鈴木様は、これまでの4年間の監査業務の取組でも明らかなとおり、財務管理、事業の経営管理、一般行政事務に関して優れた識見を有し、行政知識が豊富であり、適任であると確信しているものでございます。

以上のことから、鈴木貞雄様を監査委員として選任することにつきまして、ぜひとも皆様方の御同意を頂戴いただきますようお願いを申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

以上です。

- 議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第43号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第44号の上程・説明・質疑・討論・採決

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第44号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市長。

- 市長（松木正一郎君） 議第44号につきまして御説明申し上げます。

本案は固定資産評価審査委員会委員の選任に関する件でございまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであり、提案理由は委員の任期満了によるものでございます。

当該委員の定数は３名であり、本市では地域的に偏在しないよう配慮し、旧下田・朝日地区、稲梓・稲生沢地区、白浜・浜崎地区の３地区に区割りして、各地区から１名ずつ選任を行っております。

このたび、白浜・浜崎地区より選任されている田中誠一委員が９月２８日で２期目の任期満了を迎えるため、新たに同地区から後任の方をお願いするものでございます。

議案件名簿の１６ページをお開きください。

今回、選任の御同意をいただきたい方は金指明夫様、下田市白浜２７５４番地の６にお住まいで、昭和２５年１月１０日生まれ、現在７０歳になられます。

経歴といたしましては、長年にわたり伊豆太陽農業協同組合で勤務され、数々の要職を歴任された後、平成１８年３月、中部地区統括支店長を最後に同組合を退職されております。退職後は平成２６年４月から２年間、原田区長に従事され、平成２８年４月からの４年間は下田市選挙管理委員会委員として本市の選挙の適正かつ円滑な執行に御尽力されました。また、平成２９年６月からは伊豆太陽農業協同組合の理事にも就任されております。

誠実なお人柄のほか、思慮深く聡明な方であり、選挙管理委員会での御経験から行政委員としての責務についても御理解をいただいております。さらには農協での融資業務等の経験から、土地の評価等に関しても幅広い知識をお持ちです。

以上のことから、当該委員につきましては金指氏の選任が適任であると考えておりますので、ぜひとも御同意いただけますよう御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第44号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第45号～議第53号の上程・説明・質疑

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第45号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第8号）、議第46号 令和2年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第47号 令和2年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第48号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第49号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第50号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第51号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第52号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、議第53号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）、以上9件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（日吉由起美君） それでは、議第45号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第8号）から議第51号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）まで、一括して御説明申し上げます。

ピンク色の補正予算書と、補正予算の概要の御用意をお願いいたします。

初めに、議第45号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

9月の補正予算につきましては、その編成方針を、厳しい財政状況の中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連予算を中心に緊急性を要するもの、国県補助事業等の変更によるもの等について予算要求の指示をしたところであり、査定もこの方針により行ったものであります。

その内容につきましては、歳入では、令和元年度決算に基づく繰越金の増額や特別会計からの繰入金の精算、また、交付額の確定による普通交付税等の増額、市税においては、新型コロナウイルス感染症による徴収猶予分の減額、過疎対策事業債の減額に伴う起債の増減を計上し、歳出では、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用して、感染予防対策としての市内公共施設のトイレの改修、また新しい生活様式の下、経済活動の回復を目指し、移住定住相談の充実やワーケーション推進事業、観光客に向けての情報発信費用等を計上いたしました。加えて、修学旅行を中止した場合の保護者負担を軽減するためキャンセル料補助金や、給食停止による市内食材提供事業者への影響を軽減するため、地場産品を使用した給食を提供するよう賄い材料費の追加予算も計上いたしました。その他、財政調整基金及び減債基金の積立てや国県負担金の精算、人事異動に伴う人件費の調整などを行ったものです。

補正予算書の１ページをお開きください。

令和２年度下田市一般会計補正予算（第８号）は次に定めるところによるもので、第１条の歳入歳出予算の補正でございますが、第１項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ９億５,０１８万２,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６７億６,７４９万３,０００円とするものでございます。

第２項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の２ページから７ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第２条、地方債の補正でございますが、第１項地方債の追加は「第２表 地方債補正 １追加」による。第２項地方債の変更は「第２表 地方債補正 ２変更」によるということで、補正予算書の８ページ、９ページをお開きください。

地方債の追加は８件でございます。

今回の地方債の追加は、９ページ記載の過疎対策事業債の第１次配分額が９,２８０万円減額されたことにより、各事業債に振り替えるとともに、新たに計上した事業に起債を借り入れるものでございます。

過疎債から振り替えたものは、１件目、起債の目的、鉄道施設総合安全対策事業、限度額２４０万円。２件目、街なみ環境整備事業、限度額５６０万円。４件目、第２分団第４部詰所建設事業、限度額３６０万円。７件目、旧樋村医院耐震補強事業、限度額５,４００万円のうち６３０万円。８件目、旧樋村医院解体事業、限度額２,５２０万円。

新規に借り入れるものは、３件目、起債の目的、下田公園落石対策事業、限度額1,100万円は、下田公園落石対策事業に対し緊急自然災害防止対策事業債を発行するもの。５件目、中学校情報通信環境整備事業、限度額480万円及び６件目、小学校情報通信環境整備事業、限度額4,130万円につきましては、小中学校情報通信環境整備事業、いわゆるＧＩＧＡスクールにおけるタブレット整備等に関するもので、６月補正予算に計上させていただいた際には国庫補助金と臨時交付金を充当しておりましたが、今回、国庫補助対象事業分について起債充当し、学校教育施設等整備事業債を発行するもの。７件目、旧樋村医院耐震補強事業、限度額5,400万円のうち4,770万円は、旧樋村医院耐震補強事業に対し一般補助施設等整備事業債を発行するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、地方債の変更は４件でございます。

１件目、起債の目的、県営下田港湾改修事業につきましては、負担金額の決定に伴い、起債対象事業費が減額となるもので、限度額1,800万円を限度額1,440万円に変更するもの。２件目、起債の目的、下田市統合中学校建設事業につきましては、過疎債充当金額が減となったため、一部を公共施設等適正管理推進事業債に振り替えるもので、限度額４億3,180万円を限度額４億7,180万円に増額するもの。３件目、起債の目的、過疎対策事業債につきましては、第１次配分額が決定し、限度額３億2,540万円を限度額２億3,260万円に減額するもの。４件目は、臨時財政対策債で、発行可能額が確定したため、限度額３億円を限度額２億9,150万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げます。

補正予算の概要２ページ、３ページをお開きください。

歳入でございますが、統合政策課関係、15款２項１目６節国庫・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金１億8,978万1,000円の追加は、国の２次補正予算として限度額が示された３億8,501万4,000円のうち、今回の補正予算の財源として23事業に対し１億8,978万1,000円を受け入れるもので、これにより総額４億9,763万6,000円を受け入れるものでございます。

４ページ、５ページをお開きください。

21款５項５目19節雑入10万6,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与受入金の減、公益的法人等派遣人件費負担金の増でございます。

総務課関係、10款１項１目１節地方特例交付金184万9,000円の増額は、個人住民税、自動車税、軽自動車税のそれぞれの減収補填特例交付金の確定によるもの。11款１項１目１節普

通交付税 3 億504万7,000円の増及び16款 3 項 5 目 1 節県費・権限移譲事務交付金31万5,000円の増につきましても交付確定によるもの。

6 ページ、7 ページをお開きください。

18款 1 項 1 目 1 節一般寄附金34万4,000円の増額は、明治安田生命保険相互会社様、個人お一人の方から新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている下田市の振興のため御寄附を頂いたもの。19款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金 1 億円の減額は、今回の補正において、臨時交付金を感染拡大防止協力金の財源に充当したため、基金の取崩しを取りやめるもの。20款 1 項 1 目 1 節繰越金 3 億6,622万9,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるもの。22款 1 項 1 目 1 節総務債から 8 ページ、9 ページ、22款 1 項 8 目 1 節商工債までの地方債の増減は、先ほど予算書 8 ページ、9 ページにて御説明申し上げました追加 8 件及び変更 4 件に係るものでございます。

税務課関係、1 款 2 項 1 目 1 節市税・固定資産税現年課税分3,060万円の減額及び同 6 項 1 目 1 節市税・都市計画税現年課税分510万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う地方税法の改正により設けられた特例措置により、現時点で見込まれる徴収猶予額を減額するものでございます。

防災安全課関係、16款 2 項 1 目 4 節県費・地震・津波対策等減災交付金298万4,000円の増額は、被災者生活支援システム導入業務委託等の財源として同交付金を受け入れるもの。

10ページ、11ページをお開きください。

19款 2 項 1 目 4 節防災基金繰入金100万円の増額は、消防団 I P 無線機の購入の財源とするもの。21款 5 項 4 目 2 節一部事務組合過年度収入1,061万1,000円の増額は、下田地区消防組合負担金の前年度精算分。同 5 目 19節雑入66万2,000円の増額は、消防団の装備品に対し、消防団員等公務災害補償等共済基金から助成を受けるもの及びその他の雑入は中 1 区から詰所用地交換手数料分として、登録免許税の半額相当額を受け入れるものでございます。

福祉事務所関係、15款 1 項 1 目 1 節国庫・社会福祉費負担金 2 万2,000円の増額は、障害児通所給付費等の増。同 2 項 2 目 2 節国庫・児童福祉費補助金18万3,000円の増額は、マイナンバー情報連携体制整備事業費補助金として児童扶養手当システムの改修に対するもの。同15節国庫・ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金55万円の増額は所要見込額。16款 2 項 2 目 1 節県費・社会福祉費補助金 2 万2,000円の増額は、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後デイサービス支援事業補助金。21款 5 項 4 目 1 節民生費過年度収入463万2,000円の増額は、前年度国県負担金等の精算に伴う民生費過年度収入でございます。

市民保健課関係、15款 1 項 1 目 7 節国庫・低所得者保険料軽減負担金 8 万6,000円の増額は前年度の精算によるもの。

12ページ、13ページをお開きください。

15款 2 項 1 目 1 節県費・社会保障・税番号制度整備事業費補助金1,917万1,000円の増額は、個人番号カード交付事業費の増及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増はシステム改修に伴うもの。19款 1 項 2 目 1 節国民健康保険事業特別会計繰入金536万8,000円の増額、同 3 目 1 節介護保険特別会計繰入金2,481万9,000円の増額、同 4 目 1 節後期高齢者医療特別会計繰入金185万3,000円の増額、21款 5 項 4 目 3 節広域連合過年度収入2,556万1,000円の増額は、いずれも前年度精算分でございます。

環境対策課関係、21款 5 項 4 目 2 節一部事務組合過年度収入336万6,000円の増額は、南豆衛生プラント組合負担金の前年度精算分でございます。

産業振興課関係、15款 2 項 1 目 7 節国庫・地方創生拠点整備交付金5,310万円の追加は、旧樋村医院耐震改修工事に対する交付金。同 4 目 1 節国庫・林業費補助金92万8,000円の減額は、間伐・分収林整備事業費の変更に伴うもの。同 8 目 1 節国庫・農林水産施設災害復旧費補助金100万9,000円の追加は、令和元年 9 月 8 日に発生した台風第15号により被災した須原畑山ワサビ田モノレール復旧工事に対する補助金。

14ページ、15ページをお開きください。

16款 2 項 4 目 2 節県費・林業費補助金50万円の減額は、間伐・分収林整備事業費の変更に伴うもの。

観光交流課関係、16款 2 項 5 目 2 節県費・観光地域づくり整備事業費補助金600万円の追加は、須崎公衆トイレ建設工事に係る県補助金。

建設課関係、21款 4 項 1 目 1 節用地事務受託収入180万円の増額は、契約額の確定によるものでございます。

学校教育課関係、15款 2 項 2 目 2 節国庫・児童福祉費補助金208万円の増額は、稲梓小学校放課後児童クラブ開設準備経費として交付されるもの。同 6 目 1 節国庫・小学校費補助金16万4,000円の増額は、理科支援員の配置に対し交付されるもの。同 3 節国庫・教育費補助金953万4,000円の減額は、小中学校の情報端末整備に係る補助金の交付決定に伴い減額するもの。16款 2 項 2 目 3 節県費・児童福祉費負担金208万円の増額は、稲梓小学校放課後児童クラブ開設準備経費として国と同様に交付されるもの。19款 2 項 1 目12節奨学振興基金繰入金456万円の減額は、プログラミング教室事業中止のため、基金からの繰入れを取りやめる

もの。21款 5 項 5 目14節同級他団体受入金143万1,000円の増額は、認定こども園において受け入れた南伊豆町、河津町からの広域入所児童の施設給付費及び副食費相当額を受け入れるもの。

16ページ、17ページをお開きください。

同15節学校等給食費1,360万9,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症防止対策として休校とした小・中学校及び幼稚園・保育所の登園自粛、臨時休園に係る給食費を減額するものでございます。

18ページ、19ページをお開きください。

歳出でございますが、各事業でございます職員人件費の増減につきましては、主に4月の人事異動に伴う調整及び時間外勤務手当の増額、また、会計年度任用職員人件費の増減につきましては、雇用する職員が決定したことによる調整となっておりますので、詳細につきましては説明を省略させていただきます。

議会事務局関係、1 款 1 項 1 目0001議会事務37万7,000円の減額は職員人件費の減。

統合政策課関係、2 款 1 項 1 目0100総務関係人件費170万7,000円の増額のうち特別職人件費285万9,000円の減額につきましては、6月議会で報告させていただきました下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定により、市長・副市長の6月支給の期末手当を減額したことによる補正額となります。同2目0110人事管理事務508万9,000円の減額は職員人件費等。同0112職員研修事業20万3,000円の減額は普通旅費。同8目0240地域振興事業568万5,000円の増額は職員人件費、郵便料、複写機使用料の増。同5項1目0650統計調査総務事務3万8,000円の減額は職員人件費。同2目0660指定統計調査事業15万円の減額は、補正内容等記載のとおり事務費の増減。

総務課関係、2 款 1 項 3 目0140行政管理総務事務443万8,000円の減額は、職員人件費の減及び機器等借上料。同6目0210財産管理事務110万8,000円の増額は、旧稲梓診療所用地内の私有地購入に伴う諸手続の費用。同11目0300財政管理事務207万5,000円の増額及び同13目0350工事検査事務36万円の減額は職員人件費。同17目0380財政調整基金4億500万円の増額は、地方財政法第7条の規定により、前年度決算剰余金から財政調整基金3億1,000万円を積み立て、さらに9,500万円を財源調整のため基金に積み立てるもの。同18目0385減債基金7,362万円の増額は減債基金に積み立てるもの。同9項1目0910電算処理総務事業271万2,000円の増額は、職員人件費の増及び財務会計ネットワーク機器の購入等。11款1項1目7700起債元金償還事務49万6,000円の増額及び同2目7710起債利子償還事務3,184万7,000円の減額

は、令和元年度借入れ分の利率の確定によるもの。12款 1 項 1 目予備費1,508万6,000円の増額は歳入歳出調整額。

出納室関係、 2 款 1 項12目0320会計管理事務24万1,000円の減額は職員人件費。

税務課関係、 2 款 2 項 1 目0450税務総務事務362万6,000円の増額は職員人件費。同 2 目0470市民税課税事務38万1,000円の増額は、会計年度任用職員人件費及び消耗品費は確定申告時の感染症対策用品。同0471資産税課税事務 8 万8,000円の減額は会計年度任用職員人件費。同0472市税徴収事務213万2,000円の増額は市税還付金。

防災安全課関係、 2 款 8 項 1 目0860防災対策総務事務509万6,000円の減額は、職員人件費ほか補正内容等記載のとおり。同0861防災組織育成事業10万円の増額は、感震ブレーカー整備推進事業補助金が不足するため。 8 款 1 項 1 目5800下田地区消防組合負担事務794万9,000円の増額は、通常分は本年度分の市町負担金の減額によるもの、基金積立金分は施設整備基金積立計画により基金に積み立てるもの。同 2 目5810消防団活動推進事業291万4,000円の増額は、職員人件費のほか消防用備品として I P 無線機を購入するもの。同 3 目5860消防施設等整備事業206万円の増額は防火水槽等の修繕料。同5867第 2 分団第 4 部詰所建設事業11万2,000円の増額は、詰所建設に係る土地の登録免許税でございます。

福祉事務所関係、 3 款 1 項 1 目1000社会福祉総務事務248万4,000円の減額は職員人件費。同1006災害時要援護者支援対策事業37万7,000円の増額は、避難行動要支援者名簿更新に係る事務費。同 2 目1052在宅身体障害者（児）援護事業986万3,000円の増額は、会計年度任用職員人件費及び障害者医療に係る国・県返還金。同 5 目1120障害福祉サービス事業59万円の増額は、障害児通所給付費 4 万4,000円は新型コロナウイルス感染症による休校措置に伴い利用者の増及び国・県返還金。同 2 項 1 目1203敬老関係事業231万円の減額は、敬老会の中止により減額するもの。同 3 目1300総合福祉会館管理運営事業930万円の増額は、新型コロナウイルス感染症防止対策として総合福祉会館のトイレを改修するとともに、スリッパを滅菌できるロッカーを購入するもの。同 3 項 1 目1453児童扶養手当支給事業87万6,000円の増額は国庫返還金。同1456こんにちは赤ちゃん訪問事業 5 万4,000円の減額は、会計年度任用職員人件費及び国庫返還金。同1461ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業55万円の増額は給付金の増。同 7 目1700母子家庭等援護事業 2 万2,000円の増額は国・県返還金。

22ページ、23ページをお開きください。

同 4 項 1 目1750生活保護総務事務3,330万3,000円の増額は、職員人件費及び国庫返還金。同1752生活保護適正実施推進事業2,000円の減額は、会計年度任用職員人件費及び国庫返還

金。同 2 目1761生活困窮者自立支援事業117万9,000円の増額は国庫返還金。同 5 項 1 目1800災害救助総務事務395万9,000円の増額は、災害等により被災された方の被害調査や支援を迅速に行うため、被災者生活再建支援システムを導入するものでございます。

市民保健課関係、2 款 3 項 1 目0500戸籍住民基本台帳事務1,040万9,000円の増額は、職員人件費のほか法改正による戸籍附票システム等の改修委託料。同0505住民基本台帳ネットワーク事務1,052万5,000円の増額は、個人番号カード関連業務に係る交付金の増。3 款 2 項 5 目1410指定介護予防支援事業13万1,000円の増額及び同 6 項 1 目1850国民年金事務 5 万6,000円の増額は職員人件費等。同 7 項 1 目1901国民健康保険特別会計繰出金233万4,000円の減額及び同 8 項 1 目1950介護保険特別会計繰出金63万5,000円の減額は各特別会計繰出金の減。同 9 項 1 目1960後期高齢者医療事業19万3,000円の減額は職員人件費。同1965後期高齢者医療会計繰出金47万9,000円の減額は後期高齢者医療特別会計繰出金。4 款 1 項 1 目2000保健衛生総務事務582万4,000円の減額は職員人件費。同 2 目2020予防接種事業834万6,000円の増額は、会計年度任用職員人件費のほか定期予防接種業務委託は、本年度のインフルエンザ予防接種に限り、65歳以上の高齢者の自己負担金を今までの3,000円から2,000円に引き下げるもので、接種率を向上させ、重篤とならないようにするものです。同 2 項 1 目2150健康増進事業12万6,000円の増額は、会計年度任用職員人件費でございます。

環境対策課関係、4 款 3 項 1 目2250清掃総務事務415万6,000円の減額は、職員人件費及び会計年度任用職員人件費。同 3 目2280ごみ収集事務98万7,000円の増額は、補正内容等記載のとおり委託料ほか。同 4 目2300焼却場管理事務7,260万3,000円の増額のうち修繕料は、2 号炉ガス冷却室上部修繕、冷却配管修繕ほか。同 5 目2381環境衛生事業131万円の増額は、新型コロナウイルス感染症防止対策として公衆トイレ改修、猫不妊去勢手術費補助金。同 4 項 1 目2410水道事業会計繰出金 3 万7,000円の減額は、職員児童手当分負担金でございます。

24ページ、25ページをお開きください。

産業振興課関係、2 款 1 項 9 目0246移住・交流居住推進事業200万円の増額は、コロナ収束後の移住・交流居住の相談強化、活発化を見込み休日相談・体験ツアーの実施やPR用動画を制作するもの。5 款 1 項 1 目3000農業委員会事務12万6,000円の減額及び同 2 目3050農業総務事務203万6,000円の増額は職員人件費。同 4 目3200農用施設維持管理事業499万円の増額は修繕料ほか。同 1 項 5 目3250基幹集落センター管理運営事業310万円の増額は、修繕料及びトイレ改修工事。同 2 項 1 目3350林業振興事業182万5,000円の減額は、間伐事業等補助金の減。同3351林道維持管理事業410万円の増額は修繕料。同3353有害鳥獣対策事業12万

4,000円の増額は会計年度任用職員人件費。同 2 目3400市営分収林事業33万円の増額は事業費の増。同 7 目3560市営治山事業180万円の追加は修繕料。同 4 項 1 目3700水産振興事業632万5,000円の減額は、魚市場等整備計画支援事業費補助金の減。同 2 目3750漁港管理事業501万9,000円の増額は、職員人件費ほか漁港施設の修繕料や看板を設置するもの。同 3 目3880田牛地区排水処理施設管理事業300万円の増額は集落排水事業特別会計への繰出金。6 款 1 項 1 目4000商工総務事務 1 万8,000円の減額は職員人件費。同4050商工業振興事業400万1,000円の増額は、空き店舗等有効活用推進業務委託は、空き店舗の利活用に向けた事例研究会や現地調査を行うもの、また、空き店舗の実態調査を行うもの。同4052企業誘致推進事業 1 億2,190万円の増額は、ワーケーションの拠点としての旧樋村医院耐震改修工事を行うとともに、パンフレット制作やワーキングスペースを 2 か所整備するなど事業推進をするもの。同 5 目4143感染拡大防止協力金給付事業2,492万円の減額は、感染拡大防止協力金（感染予防分）の不用額。

観光交流課関係、6 款 2 項 1 目4200観光まちづくり総務事務419万円の減額は、職員人件費、消耗品費。同 2 項 2 目4250観光まちづくり推進事業1,421万円の増額は、臨時交付金を活用し、交通事業者と連携したイベントの開催、魅力発信事業として各種媒体を通じての下田の魅力を発信する事業を行うもの。同4252広域観光推進事業199万円の増額で、美しい伊豆創造センター負担金（特別分）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた伊豆圏域で広域事業を実施するため、負担金を支払うもの。

26ページ、27ページをお開きください。

同 3 目4350観光施設管理総務事務901万1,000円の増額は、会計年度任用職員人件費、観光施設トイレの改修工事費。同4356旧澤村邸管理事業 4 万1,000円の増額は、会計年度任用職員人件費。同4357伊豆半島ジオパーク推進整備事業1,202万6,000円の増額は、須崎公衆トイレ建設工事に係るもの。同 4 目4380外ヶ岡交流館管理運営事業4,679万1,000円の増額は、感染症対策及び地域経済の活性化対策として、外ヶ岡交流館環境整備改修工事を行うもので、オープンスペースとして利用するため、1 階テナント入り口にひさしを設置し、既存のドアを自動ドアに改修するものでございます。

建設課関係、7 款 1 項 1 目4500土木総務事務402万9,000円の増額は、職員人件費ほか補正内容等記載のとおり。同 2 目4501地籍調査事業 9 万5,000円の減額は会計年度任用職員人件費。同 2 項 1 目4550道路維持事業2,445万1,000円の増額は、会計年度任用職員人件費、修繕料、市道維持補修工事。同 2 目4570交通安全施設整備事業120万円の増額は、修繕料、交通

安全施設設置工事。同 4 目4700橋梁維持事業60万円の増額は本郷橋修繕工事。同 3 項 1 目4800河川維持事業720万円の増額は、修繕料、河川維持補修工事。同 2 目4900排水路維持事業265万円の増額は、修繕料、排水路維持補修工事等。同 4 項 1 目5100港湾総務事務 4 万4,000円の増額は静岡県港湾振興会負担金の増。同5101県営港湾事業負担事務600万円の増額は事業費の増によるもの。同 5 項 1 目5150都市計画総務事務249万3,000円の減額及び同 2 目5180伊豆縦貫道建設促進事業213万7,000円の減額は職員人件費。同 3 目5200県営街路事業負担事務697万5,000円の増額は下田港横枕線街路事業負担金。同 4 目5250都市公園維持管理事業1,557万6,000円の増額は、敷根公園テニスコート修繕工事の増及び下田公園落石対策工事を実施するもの。同 7 項 3 目5630急傾斜地対策事業610万円の増額は、事業費の確定による急傾斜地崩壊対策事業負担金の増でございます。

学校教育課関係、3 款 3 項 3 目1550公立保育所管理運営事業73万5,000円の増額は、職員人件費、修繕料ほか補正内容等記載のとおり。同 4 目1600民間保育所事業92万円の増額は国・県返還金。同 5 目1670認定こども園管理運営事業64万3,000円の減額は、職員人件費ほか記載のとおり。

28ページ、29ページをお開きください。

同 6 目1452放課後児童対策事業671万円の増額は、主に稲梓小学校放課後児童クラブ開設準備として、外階段設置工事、空調設備設置工事、備品等を購入するもの。同 8 目1745地域子育て支援センター運営事業 9 万6,000円の増額は、会計年度任用職員人件費、国庫返還金。同 9 目1748ファミリーサポートセンター事業 2 万円の減額は会計年度任用職員人件費。同 1749子ども・子育て支援事業42万9,000円の増額は国・県返還金。9 款 1 項 2 目6010教育委員会事務局総務事務1,052万2,000円の減額は、教育長及び職員人件費の減ほか補正内容等記載のとおり。同 3 目6020奨学振興事業456万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、プログラミング教室の開催を中止したことによる不用額。同 4 目6030児童・生徒適応指導事業19万5,000円の減額及び同6031特別支援教育体制推進事業45万9,000円の減額は会計年度任用職員人件費。同 8 目6048学校情報通信環境整備事業2,082万2,000円の増額は、タブレット端末整備に当たり授業を円滑に進めるため、端末用消耗品費としてタッチペンを、また教師用端末を購入し、活用支援業務委託として設定費と教師への授業支援を行うもの。同 2 項 1 目6050小学校管理事業1,655万9,000円の増額は、修繕料、避難所として活用する小学校体育館のトイレ改修工事、稲生沢小学校用地購入費ほか。同 2 目6090小学校教育振興事業83万4,000円の増額は、会計年度任用職員人件費のほか修学旅行を中止した場合に発生す

るキャンセル料に対する補助金。同 3 項 1 目 6150 中学校管理事業 61 万 8,000 円の増額は、職員人件費ほか記載のとおり。同 2 目 6190 中学校教育振興事業 121 万 9,000 円の増額は、小学校と同様に修学旅行キャンセル料補助金。同 3 目 6196 中学校再編整備事業 2,161 万 2,000 円の増額は、校務系ネットワーク機器移設及び保管庫移設また管理用備品として校内の備品を購入するもの。同 4 項 1 目 6250 幼稚園管理事業 183 万 6,000 円の増額は職員人件費ほか。同 7 項 1 目 6800 学校給食管理運営事業 633 万 9,000 円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休校措置により給食を提供しなかったため、賄い材料費を減額し、新たに地域支援分として市内の食材提供業者への支援策として、10 月から月に 2 回のふるさと給食日を設け、地場産の食材を購入するものでございます。

生涯学習課関係、9 款 5 項 1 目 6350 社会教育総務事務 359 万 7,000 円の増額は、職員人件費のほか感染症対策の消耗品購入。同 2 目 6400 青少年海の家管理運営事業 17 万円の増額は修繕料。同 4 目 6500 芸術文化振興事業 38 万 5,000 円の増額は印刷製本費。同 6 目 6600 図書館管理運営事業 169 万 3,000 円の増額は、職員人件費のほか感染症対策として空気清浄機と電子新聞用タブレットを購入するほか図書を購入するもの。

30 ページ、31 ページをお開きください。

同 6 目 6602 図書館 O A 化推進事業 4 万 4,000 円の増額は、購入した図書にマークを添付するもの。同 7 目 6650 市史編さん事業 27 万 7,000 円の減額は会計年度任用職員人件費。同 6 項 3 目 6752 下田市民スポーツセンター管理運営事業 250 万円の増額及び同 8 項 1 目 6900 下田市民文化会館管理運営事業 250 万円の増額は、いずれも感染症対策としてトイレを改修するものでございます。

選挙管理委員会関係、2 款 4 項 1 目 0550 選挙管理委員会事務 255 万 2,000 円の減額は職員人件費。同 3 目 0580 下田市長選挙事務 185 万 9,000 円の減額は、選挙執行に伴う不用額でございます。

監査委員事務局、2 款 6 項 1 目 0700 監査委員事務 32 万 4,000 円の増額は職員人件費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第 45 号 令和 2 年度下田市一般会計補正予算（第 8 号）の説明を終わらせていただきます。

- 議長（小泉孝敬君） 説明者、課長、ここで休憩をしたいと思いますけれども、よろしいですか。
- 総務課長（日吉由起美君） ありがとうございます。

○議長（小泉孝敬君） 11時10分まで休憩いたします。

午前 10 時 57 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開します。

総務課長、説明を続けてください。

○総務課長（日吉由起美君） 続きまして、議第46号 令和2年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の73ページをお開きください。

令和2年度下田市の稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ11万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の74ページから77ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要32ページ、33ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節繰越金は11万3,000円の減額で、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

34ページ、35ページ、歳出でございますが、3款1項1目8030稲梓財産区基金積立金5万6,000円の減額は、前年度繰越金の確定により財政調整基金の金額を減額するもの。5款1項1目予備費5万7,000円の減額は歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第46号 令和2年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第47号 令和2年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の89ページをお開きください。

令和2年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予

算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ960万円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の90ページから93ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要36ページ、37ページをお開きください。

歳入でございますが、2款1項1目1節繰越金60万円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

38ページ、39ページ、歳出でございますが、1款1項1目8100駅前広場総務事務12万円の増額は会計年度任用職員人件費。4款1項1目予備費48万円の増額は歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第47号 令和2年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第48号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の107ページをお開きください。

令和2年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,784万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,111万5,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の108ページから111ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要40ページ、41ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節一般・被保険者・国民健康保険税医療給付費分・現年課税分から1款1項1目3節一般・被保険者・国民健康保険税介護納付金分・現年課税分までの1款国民健康保険税は合計1,274万5,000円の増額で、賦課額の確定による。4款1項1目2節特別交付金600万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定し

ていた特定健診の受診勧奨等の事業ができないため減となるもの。６款１項１目２節事務費等繰入金233万4,000円の減額は人事異動等による繰入金（人件費分）の減。７款１項１目１節繰越金3,380万5,000円の増額は前年度繰越金の確定によるもの。８款３項５目１節特定健康診査等負担金54万1,000円の増額は元年度の精算分。同６目２節雑入908万7,000円の増は、元年度の保険給付費等負担金精算金でございます。

42ページ、43ページ、歳出でございますが、１款１項１目8300国民健康保険総務事務156万4,000円の減額は、職員及び会計年度任用職員人件費及び事務費。同２項１目8321国民健康保険徴収事務24万円の減額は職員人件費。５款１項１目8480特定健康診査・保健指導事業663万3,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施予定の保健指導事業等業務委託を取りやめるもの。６款１項１目8490国民健康保険事業基金3,000万円の増額は、前年度繰越金の一部を国民健康保険事業基金積立金に積み立てるもの。８款１項１目8510一般被保険者保険税還付事務28万7,000円の増額は一般被保険者保険税還付金の増。同３目8530国民健康保険償還金事務475万1,000円の増額は、前年度の退職者医療・療養給付費超過交付金返還金及び保険給付費等交付金返還金。同２項１目8560国民健康保険一般会計繰出金536万8,000円の増額は、前年度出産育児一時金及び事務費に係る精算分。９款１項１目予備費1,587万5,000円の増額は歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第48号 令和２年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第49号 令和２年度下田市介護保険特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

補正予算書の129ページをお開きください。

令和２年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによるもので、第１条の歳入歳出予算の補正でございますが、第１項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億2,138万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,638万6,000円とするものでございます。

第２項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の130ページから133ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要44ページ、45ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目2節第1号被保険者保険料滞納繰越分保険料22万円の減額は普通徴収保険料。3款2項3目1節国庫・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分184万1,000円の減額は地域支援事業の財源。4款1項1目2節介護給付費交付金・過年度分5,432万5,000円の増額及び同2目2節地域支援事業支援交付金・過年度分199万2,000円の増額は基金交付金の精算によるもの。5款1項1目2節県費・介護給付費負担金過年度分77万9,000円の増額は元年度の追加交付額。同2項2目1節県費・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分92万円の減額及び8款1項3目1節地域支援事業交付金繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分92万円の減額は地域支援事業の財源。同4目1節職員給与費等繰入金2万1,000円の減額は、人事異動に伴う一般会計からの職員給与費等繰入金の減。

46ページ、47ページ、同5目1節低所得者保険料軽減負担金繰入金30万6,000円の増は精算によるもの。9款1項1目1節繰越金6,790万6,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

48ページ、49ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目9200介護保険総務事務9万1,000円の増額から、4款3項3目9353包括的・継続的ケアマネジメント事業172万円の減額までは、職員人件費、郵便料。5款1項1目9375介護給付費準備基金積立金7,855万3,000円の増額は、前年度繰越金から介護給付費準備基金へ積立て。7款1項2目9396第1号被保険者保険料還付金153万円の増額は決算に伴う保険料還付金の増。同3目9397介護保険償還金事務2,016万7,000円の増額は国・県返還金。同2項1目9398介護保険一般会計繰出金2,481万9,000円の増額は、決算確定に伴い一般会計へ繰り出すもの。8款1項1目予備費112万1,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第49号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第50号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の155ページをお開きください。

令和2年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ370万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

3億9,029万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の156ページから159ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要50ページ、51ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節特別徴収保険料・現年度分98万6,000円の増額及び同2目1節普通徴収保険料・現年度分735万2,000円の減額は、それぞれ本算定に基づく後期高齢者医療保険料の調定額の見込みによるもの。3款1項1目1節事務費繰入金47万9,000円の減額は、一般会計からの職員人件費分の減。4款1項1目1節繰越金221万5,000円の増額は、前年度の決算確定によるもの。5款2項1目1節保険料還付金92万7,000円の増額は、前年度の決算に伴う保険料還付金でございます。

52ページ、53ページ、歳出でございますが、1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務47万9,000円の減額は職員人件費。2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金600万4,000円の減額は、本算定に基づく見込みにより納付金が減額となるもの。3款1項1目8760保険料還付金92万7,000円の増額は、前年度の決算に伴う保険料還付金の増。同2項1目8780他会計繰出金185万3,000円の増額は、前年度の決算確定に伴い一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第50号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第51号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の173ページをお開きください。

令和2年度下田市の集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ330万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,040万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の174ページから177ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により

御説明申し上げます。

補正予算の概要54ページ、55ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目1節一般会計繰入金300万円の増額は、災害等に備え一般会計から繰り入れるもの。5款1項1目1節繰越金30万6,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

56ページ、57ページ、歳出でございますが、3款1項2目9009起債利子償還事務14万8,000円の減額は長期債利子の確定。4款1項1目予備費345万4,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第51号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

58ページから63ページには、4月の人事異動に伴う人件費の増減につきまして、総括、会計年度任用職員以外の職員、会計年度任用職員の順で、会計ごとに一覧表を添付させていただきました。

以上、議第45号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第8号）から、議第51号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）まで一括して御説明申し上げます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋武義君） それでは、議第52号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、議第53号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）を一括して御説明申し上げます。

お手元の下田市公営企業会計補正予算書の御用意をお願いいたします。

まず初めに、議第52号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）の内容でございますが、令和元年度決算額確定による長期前受金戻入の増額、利息確定による企業債利息の減額、水道負担金の受入れによる増額及び本年4月の定期人事異動に伴う人件費の調整等に対応した予算の編成を行ったところでございます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条でございますが、令和2年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、令和2年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとし、第4号の主要な建設改良事業として、改良工事費と第6次拡張事業費

の合計 3 億4,609万4,000円を 3 億4,723万2,000円に改めるものでございます。

第 3 条は、収益的収入及び支出で、予算第 3 条を次のとおり補正するものとしまして、収入で第 1 款水道事業収益を 6 万6,000円増額し、6 億8,647万9,000円とするもので、その内訳としまして、第 2 項営業外収益を 6 万6,000円増額し、6,708万3,000円とするものでございます。

支出で、第 1 款水道事業費用を1,133万8,000円減額し、6 億4,307万4,000円とするもので、その内訳としまして、第 1 項営業費用を834万3,000円減額し 5 億8,244万5,000円に、第 2 項営業外費用を299万5,000円減額し5,262万9,000円とするものでございます。

第 4 条は、資本的収入及び支出で、予算第 4 条、本文括弧書き中、不足する額 3 億2,895 万1,000円を不足する額 3 億2,966万円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,723万8,000円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,709万2,000円に、当年度分損益勘定留保資金 2 億4,000万7,000円を当年度分損益勘定留保資金 2 億3,977万円に、減債積立金6,170万6,000円を減債積立金6,279万8,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第 1 款資本的収入を179万3,000円増額し 2 億662万9,000円とするもので、その内訳としまして、第 2 項水道負担金を179万3,000円増額し179万4,000円とするものでございます。

支出でございますが、第 1 款資本的支出を250万2,000円増額し 5 億3,588万9,000円とするもので、その内訳としまして、第 1 項建設改良費を113万8,000円増額し 3 億4,751万3,000円に、第 3 項その他資本的支出を136万4,000円追加し136万4,000円とするものでございます。

第 5 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第 8 条を次のとおり補正するものとしまして、第 1 号は、職員給与費9,270万4,000円を8,540万6,000円に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

4 ページ、5 ページをお開きください。

令和 2 年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

収入で、1 款水道事業収益の 6 万6,000円増額は、2 項営業外収益、2 目他会計繰入金、児童手当負担金の減額と、令和元年度決算額確定による 3 目長期前受金戻入の増額でございます。

支出で、1 款水道事業費用を1,133万8,000円減額するもので、1 項営業費用834万3,000円

の減額は、1目原水及び浄水費から5目総係費の人件費の増減によるものでございます。

2項営業外費用299万5,000円の減額は、支払利息及び企業債取扱諸費の企業債借入利率の確定、そして2目消費税及び地方消費税の調整によるものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。1款資本的収入179万3,000円の増額は、2項水道負担金の受入れによる増額でございます。

資本的支出でございます。1款資本的支出は250万2,000円増額するもので、内訳としまして、1項建設改良費、1目改良工事費113万8,000円の増額は人件費の調整、3項その他資本的支出136万4,000円の追加は県費補助金の返還によるものでございます。

8ページ、9ページは、給与費明細書でございます。

10ページから12ページを御覧ください。

令和2年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第2号の予定額を増減したもので、10ページ末尾に記載してございますように、資産合計は65億5,771万2,000円となるものでございます。

12ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は65億5,771万2,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

13ページを御覧ください。

令和2年度下田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローが2億3,755万7,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス3億381万4,000円、財務活動によるキャッシュ・フローが108万8,000円となり、資金減少額がマイナス6,516万9,000円となるものでございます。

令和2年度資金期首残高3億4,312万3,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が2億7,795万4,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第52号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第53号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正第1号の内容でございますが、収益的収入におきまして、令和元年度決算確定による長期前受金戻入の減額、収益的支出及び資本的支出におきまして、令和元年度決算確定による減価償却費の減額、令和元年度借入企業債の利率確定による支払利息の減額、本年4月の

定期人事異動に伴う人件費の調整等に対応した予算の編成を行ったところでございます。

下田市公営企業会計補正予算書の27ページをお開きください。

第1条でございますが、令和2年度下田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、令和2年度下田市下水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしまして、第4号の主要な建設改良事業として、管渠整備事業費と処理場改良事業費の合計3億1,723万8,000円を3億1,694万8,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、収入で、第1款下水道事業収益を91万3,000円減額し9億1,074万4,000円とするもので、その内訳としまして、第2項営業外収益を91万3,000円減額し7億5,598万2,000円とするものでございます。

支出で、第1款下水道事業費用を609万2,000円減額し7億5,035万7,000円とするもので、その内訳としまして、第1項営業費用を273万8,000円減額し6億7,408万4,000円、第2項営業外費用を335万4,000円減額し6,627万1,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条、本文括弧書き中、不足する額3億9,619万円を不足する額3億9,590万円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,670万4,000円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,658万7,000円に、当年度分損益勘定留保資金2億3,330万9,000円を当年度分損益勘定留保資金2億3,368万7,000円に、繰越利益剰余金予定処分数1,382万9,000円を減債積立金5,478万3,000円に、当年度利益剰余金予定処分数1億3,234万8,000円を当年度利益剰余金予定処分数9,084万3,000円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第1款資本的収入3億7,715万3,000円で、補正予定額はございませんが、次の第5条に記載のとおり、企業債の借入れ目的の変更（振替）を行うものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を29万円減額し7億7,305万3,000円とするもので、その内訳としまして、第1項建設改良費を29万円減額し3億3,394万8,000円とするものでございます。

第5条は企業債で、予算第6条を次のとおり補正するもので、表中の過疎対策事業債限度額1,720万円の同額を公共下水道事業債に振り替え、公共下水道事業債限度額1億9,770万円に変更するもので、限度額合計、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、予算第9条を次のとおり補正するものとしまして、第1号は、職員給与費2,830万1,000円を2,583万8,000円に改めるものでございます。

次に、30ページ、31ページをお開きください。

予算に関する説明でございます。

令和2年度下田市下水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

収入で、1款下水道事業収益を91万3,000円減額するもので、内訳としまして2項営業外収益91万3,000円の減額は、令和元年度決算確定による3目長期前受金戻入の減額でございます。

次に、支出でございます。1款下水道事業費用を609万2,000円減額するもので、内訳としまして、1項営業費用273万8,000円の減額は、4目総係費の人件費の増減による減額、5目減価償却費の減額は、令和元年度決算整理によるもの、2項営業外費用335万4,000円の減額は、1目支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息の確定によるものでございます。

32ページ、33ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

1款資本的収入補正予定額はございませんが、1項企業債、1目企業債のうち、過疎対策事業債の内示額減に伴いまして、予定していた過疎対策事業債1,720万円を減額し、同額の1,720万円を公共下水道債に振り替えるものでございます。

支出でございますが、1款資本的支出を29万円減額するもので、内訳としまして、1項建設改良費29万円減額は、1目管渠整備事業費及び2目処理場改良事業費は人件費の減額でございます。

34ページ、35ページは、給与費明細書でございます。

36ページから38ページを御覧ください。

令和2年度下田市下水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第1号の予定額を増減したもので、36ページ末尾に記載してございますように、資産合計は114億6,637万5,000円となるものでございます。

38ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は114億6,637万5,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

39ページを御覧ください。

令和2年度下田市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローが3億9,036万7,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス1億8,506万円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス1億9,425万3,000円となり、資金増加額が1,105万4,000円となるものでございます。令和2年度資金期首残高8,371万9,000円に資金増加額を加えますと、資金期末残高が9,477万3,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第52号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、議第53号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（小泉孝敬君） 議第45号から議第53号までについて、当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第45号 令和2年度下田市一般会計補正予算（第8号）に対する質疑を許します。

10番 橋本智洋君。

- 10番（橋本智洋君） 1点だけすみません、57ページの6020事業、奨学振興事業ですか、これ、全額マイナスで補正入っているんですけども、今回この事業はやはりコロナの影響でなしということになったのでしょうか、詳細を教えてください。

- 議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

- 学校教育課長（糸賀 浩君） プログラミング授業についてでございます。こちらのほうは下田中学校と稲生沢中学校におきまして、それぞれ下田中学校では下田中学校の生徒、下田東中の生徒、稲生沢中学校におきましては稲生沢中学校と稲梓中学校の生徒を対象に行っているものでございますが、今回いろいろ検討をさせていただいた結果、密な状況ということがプログラミングの授業の際に、なかなか回避するのが難しいということがございまして、また、自宅でのオンラインでの学習ということも検討したんですが、それぞれのパソコンの持っている環境であったりとか、通信環境、そういったこともございまして、今年度につきましては中止というふうな判断をさせていただきました。

以上でございます。

- 議長（小泉孝敬君） 10番 橋本智洋君。

- 10番（橋本智洋君） ありがとうございます。本年度は中止ということは、コロナの環境等、状況が変わった段階では、また来年度も予定するという解釈でよろしいですか。

- 議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

- 学校教育課長（糸賀 浩君） 議員おっしゃるように、また来年度に向けて、またパソコン 1 人 1 台環境というのもございます。また、そういったような活用も含めて、今、方法等も検討しているところです。私どもとしては続けてやっていきたいというふうには考えております。

以上です。

- 議長（小泉孝敬君） 10番 橋本智洋君。
- 10番（橋本智洋君） ぜひ継続してください。お願いします。

以上で終わります。

- 議長（小泉孝敬君） ほかに。

1 番 江田邦明君。

- 1 番（江田邦明君） 3 点御質問させていただきます。補正予算書のページに沿って説明をさせていただきます。

1 点目が、27ページ、0210財産管理事務、旧稲梓診療所用地内私有地購入費ということで、さきの定例会で測量した中で、敷地の中心部に私有地があったということで購入となるかと思いますが、当時の説明の中で、先方との交渉がうまくいかず、売却まで至らなかったということがございましたが、この9月補正で上げた理由は、まず用地を購入して、その後、交渉していくのか。それとも、また新たな購入者の目途が立ったということで、この補正に上げているのか、教えていただきたいと思います。

2 点目が、59ページ、6196中学校再編整備事業、管理用備品2,000万円ということで、説明の中で詳細のほう、金額が大きい内容でしたので、それぞれ細かなものを2,000万円購入なのか、大きなものが2,000万円なのかというところで、もう少し詳細の御説明をお願いしたいと思います。

3 点目が、68ページ下段表の会計年度任用職員、職員数の中で、外書きの括弧内は短時間勤務の外書きという説明がございます。補正前147名であったものが、補正後150名ということで、会計年度任用職員の、恐らくこの表からは短時間勤務者が当初より3名増えたというような記載かと思いますが、こちらの議会の中である程度の資格を持った業種の方はフルタイムの会計年度任用職員という説明があったと思いますが、この短時間勤務者が増えた理由を御説明いただければと思います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

- 議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） それでは、27ページの0210財産管理事務についてお尋ねの件でございますけれども、昨年度、測量のほうをさせていただいたんですけれども、旧稲梓診療所の用地内にお一方というか、一筆、下田市じゃない所有者の方がいらっしゃってということなんですが、実はその方が戸籍のほうを訪ねていって、相続人を探したんですけれども、現在その方が見つからないということで、その相続人が不在であると思われます。ですので、財産管理人を立てまして、その弁護士さんに相続財産管理人をお願いいたしまして、その方と交渉をするということで、その諸手続の費用を現在盛らせていただいたところです。こちらの代理人として下田市の弁護士にお願いする分、それから相手方の代理人として、またほかの弁護士を立てる部分にありまして、その諸手続の費用を申立て、相続財産管理人の申立ての事務手数料ですとか委託料を盛らせていただいて、その交渉して裁判所において申立書を作りまして、財産管理人が選任されましたら、その方と交渉して金額を決めて、私有地を購入するということを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

○学校教育課長（糸賀 浩君） 私のほうからは、59ページ、6196事業の管理用備品の購入についてということで、こちらの備品につきましては、新中学校の、まず今年度工事をしております増築棟の視聴覚室、図書室におけます机、椅子、またはそちらに設置します充電保管庫、あとは今年度分けて校区でやっております美術室、理科室等の机、あとは職員室、事務室の机、椅子等の購入を予定しているものです。基本的に備品につきましては、現在4中学校で使っている備品を使えるものは使っていくという形で、今、振り分けをしているところでございます。今回お願いする分は、その使えない部分、新たに購入しなければならない部分ということでお願いをするものでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 会計年度の件についてですが、こちらについては保育士のフルタイムからパートタイムに切り替わった補正でございます。今年度、皆様御存じのように、会計年度任用職員に当たっては専門資格を持つ保育士、介護士等についてはフルということで、まず保育士に当たっては初年度ということもあり、意向も聞いた上、募集を行っております。その中でフルタイムよりパートタイムを希望する方もいらしたので、その意向に沿った中の減額調整ということになっております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 1 番 江田邦明君。

○1 番（江田邦明君） ちょっと順番が前後しますが、会計年度任用職員のこと、今回この3名の方は本人の意向でフルタイムから短時間を希望されたという説明で。はい。

あとすみません、もう一点目、旧稲梓診療所用地ということで、今、代理人を立てて用地購入に向けて進んでいるということで、関連の質問になってしまいますが、この用地の購入の相手というのは、新たな方が決まって、こういった手続を踏んでいるのか。先行して用地を下田市の財産で確定させるというのか、その部分、お答えいただければと思います。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） 下田市でこの用地を買おうとしているところですけども、旧稲梓診療所のちょうど真ん中辺ぐらいにこの私用地があるものですから、買って、一団の土地として最終的に使えるようにしたいというのが下田市の希望でございまして、今それをどなたかに売るかという部分で、買いたい人が決まっているのかといえ、今のところは決まっているわけではありませんし、今のところは引き合いもないというところでございます。

以上です。

○1 番（江田邦明君） 終わります。

○議長（小泉孝敬君） ここで午後1時、13時まで休憩したいと思います。

午前 11 時 57 分休憩

午後 1 時 0 分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

午前に引き続き、質疑を続けます。

質疑のある方は。

13番 沢登英信君。

○13 番（沢登英信君） 今補正予算の大きな歳入の特色の1つは、過疎債の借換えであると、こういう具合に思うわけです。9,280万円の過疎債が第1次の枠の決定で外れてしまったと、こういう御説明ですけども、どういう訳で第1次の枠から外れてしまったのかと。第2次、第3次の枠というのはあるのかないのかというような点についてお尋ねをしたいと思います。

そして、借り換えることによって過疎債より不利な利息が恐らく多くなるんだろうと思うんですが、その借換えの結果、財政上はどのような負担を及ぼすことになるのかと、過疎債

と比較した場合。

それから、基金の繰入金及び21ページですか、29ページ、それからこの1,000万円の基金の取崩しがなかったことにする。

〔「1億円」と呼ぶ者あり〕

- 13番（沢登英信君） 失礼しました。1億円の取崩しがなかったことにするような会計処理というのは、私はこれは会計上、間違いではないかと思うわけです。この御案内のように1億円の使い道は、自粛をした20万円のものと、それから3万円の予防費の合わせて1億5,000万円の、こういう事業をコロナ対策のために緊急に必要だと、こういう判断の下、議会を通してこれは支出したわけです。それがなかったことにする、戻入するということですから、それはなかったことにしますよと、こんな会計処理があるかと思うわけです。

同じところのあれを見てみれば分かりますように、400幾らでしたっけか、プログラミングの教室のほうは、これは戻入になっているわけです。この事業は中止したから三角にしますよと、歳入を。これは理屈に合いますけれども、やったことを戻入してやらないことにしたような、こんな会計処理というのがあるのかと。僕はないんじゃないかと思うわけです。

1億円、財政調整基金に、臨時、この2兆円の交付金を積むというなら、財政調整基金に1億円を積みますよと。どういう訳で1億円を積むんだと、こういう説明をきっちりすべきだと思うんです。

それで、24億500万円ですか、を財政調整基金に積むんだと、これは財政法に基づく規定によってこの数字が出てきたんだと思うんですが、そこら辺の説明をきっちりいただきたいと思います。

それから、4億5,000万円ですね、29ページ終わりました、環境対策課、ページ数の44ページになりますかね。公衆トイレの修繕工事が120万円出ているわけですが、場所はどこを公衆トイレとして改修をするのかと。私が思いますのに、大川端通りにありますトイレだとか、三丁目のトイレだとか、旧町内にありますのは、むしろ率先して、どこよりも早く先に観光地として直すべきようなところではないかと思うわけです。ところが、そういうところの工事が対象になっているかどうかを含めて、どこの公衆トイレをやるのかと。当然、公園等を予定しているところではないかと思うわけですが、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、43ページの清掃事務費のところ、職員手当等々、415万6,000円の減額になっているわけですが、職員の配置によるものなのか、どういう訳で清掃事務所の人件費等が

400万円以上も減するような事態になっているのかということであります。

それから 5 点目としまして、47ページの3700事業の下田市魚市場等整備支援事業の補助金が632万5,000円ほど減ですが、これも事業の確定等によるものかもしれませんけれども、どういう訳か、お尋ねをしたいと思います。

48ページのワーケーションの。

- 議長（小泉孝敬君） 沢登議員、マイクが遠いので、マイクに近づけて話をしてください。
- 13番（沢登英信君） 失礼しました。

48ページのワーケーションの関係ですが、1億2,190万円、総体ではいろんな事業を展開しようということのようですが、その主なるものは工事費等であろうかと思います。このワーケーションの事業がこれだけの費用をかけて、何年度からどのような効果というんでしょうか、事業結果を見込んでいるのか、お尋ねをしたいと思います。企業誘致推進事業としてこの事業が大きなポイントとして進められているという具合に感ずるわけですが、その内容がよく分かりませんので、お教えをいただきたいと思います。

それから同じ48ページの、先ほどの一般質問でも出ていたかと思うんですが、感染症の予防分、20万円のほうが510件だったと、3万円のほうが836件で約2,508万円だと、こういう御答弁をいただいたと思いますが、予定の約半分ぐらいしかいっていないという理解でいいのかと。どういう訳で3万円の給付が半分程度にとどまって削減をすることになったのか、お尋ねをしたいと思います。

それから30ページの下田市民スポーツセンター、それから市民文化会館のコロナ感染予防としてトイレの改修をするんだと、こういうことでございますが、これは具体的にどのような形で、どのような効果を狙ったものなのかと。市民文化会館のトイレについては観客用と職員の事務所のところにもトイレがございますが、それらも含めて、前回の予算だったですか、1,400万円だかのやつと合わせて、2階と全部やるということになるのか、どういうことなのか、お尋ねをしたいと思います。

そして、感染予防はやはりお客さんというか、この観客、スポーツをやる人や市民文化会館を使う人たちのためのコロナ対策だろうと思うわけですが、実態を見ますと、7月31日からスポーツセンターも市民文化会館も、プールもそうだろうと思うんですが、県外者は使用させませんと、こういう規定を教育長、発表しているんじゃないかと思うんです。市長は下田モデルと言って、海水浴客には東京の人は来ないでくださいなんて言っていません。他県の人は来ないでくださいとは言っていない。自ら体温を測って、健康であれば海水浴場

を御利用くださいと、こういう姿勢を取っているにもかかわらず、市民文化・スポーツを振興しなければならない教育委員会が、どういう訳で他県の人には使わせないと、来てもらっては困ると、このような規約をつくって進めているのか。その内容について、どういう訳でこういうことになったのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

61ページの青少年海の家管理事務費が、修繕費が17万円ほど出ておりますが、田牛青少年海の家修繕を本当にやるとしたら、17万円程度では足りないような内容ではないと思うわけですが、どういうところを17万円ですぐ直そうということであるのか、お尋ねをしたいと思います。

取りあえず以上、お尋ねします。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） 今回の補正予算の財源的なところだと思いますけれども、最初のお尋ねの過疎債9,280万円減額となった、どういう訳で減額となったのかというところでございますけれども、私どもは県が過疎債の配当というのか、配分をしているところで、今回大きな減額になったということでございます。その理由として考えられますのが、今回が過疎の法律の時限、この過疎法のほうは時限立法でございまして、10年ごとに計画の見直しがあるということで、本年度が過疎計画の最終年限に当たります。ですので、静岡県だけでなく、全国から過疎計画の中で実施しなければならない事業がたくさん上がっているというふうになっております。その中で、静岡県にも当然配分があって、その中から市町に配分があるわけですが、その金額のほうは、私どもかなりの金額を要望していたんですけれども、結果的に当初予算に比して9,280万円の減となったということでございます。

この部分を借換えというふうに先ほどおっしゃいましたけれども、起債の振替でございまして、違う事業債に振り替えるということでございます。先ほど予算のほうで説明させていただいたんですけれども、今回9,280万円の減の部分を事業債に振り替えることによって、事業債を8,670万円借りています。ですので、差額が1,020万円、一般財源が必要になったということでございます。これは単純に借りないという、事業の中身によっては、当初予算では借りようと思ったけれども、今回補正財源ということで、繰越金とかいろいろありましたので、やめようと思った部分もございまして、財政のほうで調整させていただいた。

それから過疎債は充当率100%でございしますが、ほかの事業債に振り替えるときに、なかなか100%借りられるという事業債はないものですから、その中で一番有利なものを選んで、事業債ですから、当然事業の中身を考えつつ起債を選んでいくわけなんですけれど

も、その中で起債が100%でないものに振り替わっているものについては、当然一般財源は増えたということでやりくりさせていただいたところでございます。

先ほどの基金の1億円の繰入れをやめたというところでございますけれども、補正予算の概要をちょっと見ていただきたいんで、3ページになりますけれども、今回、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金のほうを9月で限度枠いっぱい充当しようというふうにしてございます。その中で、3ページのほうですけれども、充当事業を上げさせていただいております。その辺の上から8つ目のところに、款項目は6款1項5目で7,508万円充てさせていただいておりますけれども、それは先ほどの20万円と3万円の協力金の部分に、当初予算をつくったときには基金から1億円取り崩して財源充当をしていったわけですが、今回の交付金で財源振替をして1億円を取り崩さないで、こちらの交付金を充てるということで財源確保をしたということでございます。財調がすごく少なくなると、今後の災害ですとかに対応できないということもございますので、今回、補正予算によって1億円取り崩すのをやめて、当然、財源振替ができたからですけれども、取崩しをやめたということになります。ですので、財源振替をしたことによって基金の取崩しをやめたということでございますので、このような予算体系にさせていただいております。

それから、財調に積む金額ですけれども、予算書ですと4億500万円、予算書ですと29ページです、4億500万円、今回の補正によって財政調整基金に積立てをさせていただくことにしました。その中の内訳といたしまして、3億1,000万円につきましては繰越金の2分の1以上ということで、地方財政法にのっとって3億1,000万円は当然積むと。それ以外に9,500万円さらに積んでいるわけですが、そちらにつきましては、今回の補正予算をした中でいろいろやりくりをして、繰越金ですとか、交付税ですとか、予算より多く来た部分につきましては調整した結果、さらに財調に9,500万円を積めるということで、財政調整基金の金額を本年度の当初予算の取り崩す前、約7億4,000万円程度に復活できるというふうに考えてございますので、そのような形で予算のほうをやりくりさせていただきました。

以上でございます。

- 議長（小泉孝敬君） 環境対策課長。
- 環境対策課長（高野茂章君） 予算書の45ページの環境対策課のトイレ改修は、場所はどこかという話なんです、柿崎の元詰所の隣の公衆便所と、二丁目、元の魚民の斜め前の公衆トイレ2か所を予定しております。

ほかの対象はという話なんですけれども、環境対策課のほうで所管しているのは、あと文

化会館前と大川端のあと2つが環境対策課で所管しておりますけれども、文化会館前については、もう洋式化が済んでおります。大川端につきましては、建設課のほうで、今、みなとまちの計画のほうで建て替えが計画されておりますので、今回の洋式化は見送ったところでございます。

それと43ページの人件費の減額ですけれども、これは人事異動に伴う減額でございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） 私のほうからは、いろいろと御質問受けておりますので、順番にお話しさせていただきます。

まず3700番、魚市場整備についてでございます。こちら、632万円を減額しているものでございますけれども、当初は下田市の魚市場等整備計画につきましては、昨年までいろいろと基本調査や計画を進めてきまして、建て替えにどれくらいのお金がかかるのかですとか、そういったできる限り安く建て替えができるようにという調査を進めてきたところ、本年度は本当であれば基本設計を実施する予定ではございました。ただ、今回コロナウイルスの影響等もございまして、伊豆漁協さんの経営が少しよろしくない状況になってきてしまったというところでございます。なので、基本設計をつくった後は、その後、実施設計、工事というふうに進んでいく予定だったんですけれども、その部分について少し伊豆漁協さんの経営として、ちょっと金額の捻出が難しくなってしまったということで、今年度の基本設計から少し事業を凍結するという事で、少し伊豆漁協内で経営を見直すこととして、またしっかりと財源を確保した上で事業を再開させたいということで、今回減額をしているものです。

続いて4052番、ワーケーション事業もろもろの効果というお話でございます。こちら、大体ワーケーションに来られる方というのは、多くは2泊3日、4泊5日辺りの人が多いんですけれども、大体単純な計算で申し訳ないんですけれども、往復の交通費で、大体伊豆急使えば1万1,000円、2,000円ぐらいですね。1泊1万円ちょっとだとして、2泊3日だとすれば2万円少し。飲食費だったり、あとは市内のいろんなプログラムを利用したりすると、意外と1人七、八万円ぐらい、1泊2日で帰るわけじゃないですから、その3日間、4日間の中でいろんな活動をしていくと、それくらい1人使われるんじゃないかなと思います。

そこで、今、樋村医院を改修してございまして、こちらの利用人数というのは、我々は年間300人ぐらいを見込んでいます。単純に計算しますと約七、八万円掛ける300人というと2,000万円を超えるような利用料は取れるんじゃないかなと思っています。こちら300人とい

うのも、こちら改修して運営がスタートした令和3年度ぐらいはそのぐらいではないかと思っております。令和4年度、5年度としていくうちに、もっと多くの人数に御利用いただけるようになるだろうというふうに思っております。なので、そういった規模の金額が基本的にはまちに落ちるのではないかなというふうに予想をしています。

ちなみに民間企業さんの、既に武ガ浜のところにあります民間の施設ではありますけれども、こちらは昨年オープンして、延べ800名の利用があったそうです。なので、だんだんそういった数に近づけて、かつ我々、市が造った樋村医院のワークスペースのみならず、いろんな宿泊施設さんですとか、そういったところでも受け入れるようになれば、それ以上の人数がこのまちに訪れて、このまちでいろんな経済活動をしていただけるのではないかなという効果も見込んでございます。

続きまして、4143番、感染拡大防止の協力金の3万円部分、感染予防分のほうについてですけれども、こちらもともと836件ということで御報告させていただきましたが、当初は1,500件ほどの事業者がいるのではないかなということで予想させていただいていたものです。下田市内には企業は2,000ほどございまして、そちらも統計の調査の少し前ではありますが、2,000社ぐらいこのまちにいるというものから、休業要請をした部分の業種を除くと約1,500ということで、1,500という数を設定させていただいたというものです。

この中で、約1,500から830ということになりますと、半分をちょいと超えたぐらいの申請数ではありました。こちらのそのくらいにとどまった原因というのも、直接聞いたわけではないんですが、すみません、こちらは私見になるんですけれども、まず大体、こちらの申請が5月下旬から7月いっぱいということだったんですけれども、そのときには各種の支援の制度がいろいろとバリエーションが豊かにそろってきているときでもございまして、3万円という金額で感染予防に役立ててほしいというところで、既に結構、御対応されている事業者さんもありましたのではないかなというふうに思います。

また、各種周知もいろいろやってきたわけですが、なかなか市の広報もホームページだったりですとか、回覧ですとか、新聞などにも取り上げていただいて周知をしたところではあったんですけれども、まだ結構、7月の後半になっても、つい最近知ったという方も多くて、そういったときにいろいろ情報をしっかり伝達させる方法も少し一考する余地はあったのではないかなと思います。ただし、そのときに当局として取り得る広報の手段というものは尽くさせていただいたと思っております。その結果、836件ということで半分以上を超える、休業要請に伴う協力金を受け取った方を除いて、その除いた部分の半分以上の方

には受け取ってもらったというふうには考えてございます。

また、そういったことも含めて、現在は各事業所の空気清浄機ですとか、換気設備ですとか、そういったものに対する補助も今受付を行っておりますので、そういったものも含めて、各事業所の今後のウィズコロナの時代の経営に役立つような支援を進めていきたいなと思っておりますので、そちらのほうも随時周知を進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木美鈴君） 私からは、文化会館のトイレの件、文化会館等の県外者を利用制限かけている件、青少年海の家修繕費の件、この3件についてお答え申し上げます。

まず、文化会館のトイレ修繕の件でございますが、このトイレは2階の会議室のところのトイレでございまして、男女のほうのトイレを和式のものを洋式の洗浄式に替えるものでございます。

次に、文化会館等の利用制限の県外者をなぜ認めないかという点についてでございますが、一般質問のときにもお答え申し上げましたが、2月29日から制限をかけておりまして、8月1日から本来であれば新しい生活様式を守れば通常に戻るということで政府は発表しておりましたが、GOTOキャンペーン等の関係から8月1日以降もぶり返しまして、愛知県では緊急事態宣言が出たところでございます。今はふじのくに基準はレベル3であります。県内注意、県外警戒ですか。木曜日まではレベル4でございまして、県内警戒、県外警戒でございまして。つまり東京とか、埼玉とか、いろいろありますけれども、自粛を求めたところが多かったのです。ですが、観光じゃなくて、私どもの課が抱えております文化・スポーツ施設というのは、市民の方々が利用される場所です。下田市の現状から申しまして、高齢者が多いこと、医療体制が脆弱であること、感染の原因というのが県外からに起因するものが多いこと等を勘案しまして、今のところ県外者の方は御遠慮いただいているという状態です。レベル3になった時点で、また考え直しているところでございます。

次に、青少年海の家修繕費17万円の件でございますが、これは誤作動を繰り返している火災報知器を修繕するためのものでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 沢登議員、よろしいですか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 繰り返しになって恐縮ですが、予算書の21ページ、上の段の財政調

整基金 1 億円の減、それから 12 施設の奨学基金繰入金、プログラミング教室ができないから、これは戻入ですよ、基金の減ですよ。やはり前年。

- 議長（小泉孝敬君） 沢登議員、マイクを近づけてください。
- 13番（沢登英信君） 前年度 7 億 4,000 万円ほどの財政調整基金があったと、恐らくこれで見ると 7 億 6,000 万円ぐらいになるんじゃないかと思うんですが、そのぐらいに戻すんだと。こういうことであれば、6 億 6,000 万円と 7 億 6,000 万円とどう違うんだと、1 億円をこの財政調整基金に積むというからには、戻すということではなくて、なぜ積むのかということを確認にして積む必要があると思うわけです。

そして、現在のこのコロナの災いというのは、並大抵の災害以上の災害になっていると、こういう認識が私は必要だろうと思うんです。国からの 2 兆円が来たから、それで積み直すんですよというような悠長なことを言っているような状態ではないと思うわけです。だから財政調整基金から 1 億円、あるいは 1 億 5,000 万円の事業をやるために取り崩すという決定を前市長がしたわけです、福井市長は。それをなかったことにするというような会計処理をしていいはずがないと思うわけです。財政調整基金に戻すのではなくて、それは 1 億円を積むというなら、余分に 1 億円を積む理由を確認にして、7 億 4,000 万円ですか、あるいは 7 億 6,000 万円なければならないんですよ。その理由を明らかにする予算措置をすべきだと。なかったことにするような、こんな戻入なんていうこそくなやり方は、予算の編成上、私はやってはいけないことではないかと思うわけです。その事業がなくなったらいいですよ、理屈は立ちますよ。20 万円交付しなかった、3 万円交付しなかった、だから戻しますよというなら理屈が立ちますけれども、その事業は市民に受け入れられて、喜ばれて実施がされているんじゃないんですか。それを戻入というような形の措置は、私は絶対すべきではないと、こういう具合に思いますが、再度御答弁と見解をお尋ねをしたいと思います。戻入でよろしいんだという予算編成上の法律に基づいた理由とは何かをお尋ねをしたいと思います。

次に、公衆トイレの件でございますが、大川端につきましては建て替え予定があるので今回から除いたと、こういうことでございますが、そうしますと、いつ頃に大川端の建て替え工事を計画し、実現がすることになるのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

それから 48 ページの感染症予防の件でございますが、課長さんに要望を出したいと思えます。3 万円の予防費が半分程度で終わっただと、これもそれなりに、そうはいつでも喜ばれた事業の 1 つだろうと思うんですが、4 月から 6 月が 1 つのピークだとすれば、6、7、8 が 1 つのピークではないかと思うわけです。そしてさらに、このインフルエンザと併せた冬の

時期の体制をどうするのかということが、むしろ第3波の課題として予想がされてくるころだろうと思うわけです。そういう点からいきますと、3万円と言わず、もう少し増額をして、長い期間のこの各事業所の予防費も必要になってこようかと思しますので、ぜひともそういう予算を、1億円も財政調整基金に積んでおくのではなくて、市民のために、そのお金を使うと、1つの提案として、この予防費を、例えば5万円ずつ、そういう事業所に支援をしていく、こういうような案をぜひとも御検討をいただきたいと思います。

それから市長にお尋ねいたしますが、市民が使うスポーツセンターや市民文化会館と、観光客が使う海水浴場は違うんじゃないでしょうかと、こういう御意見もあろうかと思いますが、下田モデルという、この発想から言えば、やはり一方的に管理監督するといいますか、管理強化するのではなくて、スポーツセンターや市民文化会館が使いやすいような仕組みをどうつくって、感染予防して使ってもらうかと、ぜひこういう観点に立っていただきたいと思うわけです。海水浴場では検温器を市のほうがあつらえて、お客さんに検温してもらって、健康管理を促すと、こういうことであれば、やはりスポーツセンターも市民文化会館も同じような措置をして、市民も県外者の方も健康な方であれば利用することができると、こういう運営をしていただきたいと思うわけでありますが、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

それから、一般質問の中でも市長から御答弁をいただいて、感染予防として生涯学習の部分はトイレのスポーツセンターや市民文化会館のトイレの洋式化、和式から洋式にしていって対策を進めたいと、こういう御答弁をいただいているわけですが、やはりそれだけではなくて、学校教育課等におきましては、修学旅行のキャンセル料、あるいは給食食材の提供事業者への支援ということが予算化されているわけであります。市民文化会館を使う方、スポーツセンターを使う方が、この期間、使うことができないと、こういうことで会の存続や運営が大変困難になっていると、こういう現状が教育委員会や市長のところにも要望書が届けられているんじゃないかと思うわけです。ぜひともそういう要望に応えられるような運営費の減免であるとか等々を含めて、ぜひとも御検討を、お金がないわけじゃない、1億円もあるわけですから、積んでいくようなお金があるんなら、そのお金をコロナ対策のために市民に提供をすると、こういう姿勢をぜひとも取っていただきたいと思うわけであります。その点を市長にお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） 1億円の取崩しをやめた件でございますけれども、当初、取り

崩すときには4月27日に専決の補正予算をさせていただいて、5,000万円、休業要請分の分の財源として5,000万円を財調を取り崩して充てさせていただきました。

次に、5月の臨時会において同じく5,000万円を感染予防分として取り崩させていただいたということでございます。その後、国の臨時交付金の予算、金額のほうが示された中で、今回、先ほども申し上げましたけれども、9月補正において財源の振替、手だてができたということで、取崩しをしなくてもその部分、充当できますので、財源振替をして1億円を取り崩さずに財調のほうに戻すという形ですね、させていただいたところでございます。それによりまして、今、私どもが試算しているのは、約7億4,000万円、年度末財調の残高になるであろうということでございます。

沢登議員、災害以上の災害であるということでおっしゃっていますので、私どもも災害に備えておりますので、災害以上の災害って、災害だと思うんですけども、そのために財政調整基金、虎の子の財産でございますので、何とか確保していきたいというふうに考えているところでございます。これにつきましては、例年、下田市の予算で言いますと、当初予算である程度取り崩してという部分もでございますので、来年に備えてという部分と、今回税務課のほうで市税の減収のほうを見込んでおりますけれども、それ、今後12月に向けて、これから実際に市税が一体幾らぐらい減額になるのかというところが把握し切れていない部分でございます。ですので、そういうのも含めた中で財政調整基金を確保していくことが大切だというふうに考えておりますので、今回の補正予算でこのようにさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

〔発言する者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） 戻入じゃなくてといいますか、財源振替をしましたので、財源が確保できましたので、財調から取り崩すことをやめたということでございます。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは私のほうから、大川端の整備の関係でございますが、今、大川端全体の整備の基本設計をブラッシュアップしている最中でございます。今後、管理者である静岡県との調整、県のほうでの事業が計画されているようであれば、それとの調整も含めながら、今後、その次は基本設計、工事着手という段階なので、そうですね、ちょっと

はっきり何年度から着工とあって、今まで申し上げられないんですけれども、計画を固めるまでに、そうですね、二、三年は必要かなと考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 私、市長への御質問が2点ございましたのでお答えいたします。

1点目が、海水浴場は下田モデルで受け入れていたのに、スポーツセンターや文化会館について、もう少し運営のほうで工夫したらどうかという御指摘。2点目は、コロナ対策の交付金について、もっと市民を対象とすることが重要ではないかという、こういう御質問ではないかと思います。この2点についてお答えいたします。

文化会館やスポーツセンターといったところが、市民だけではなく、観光客の方にも使われている、あるいは東京の方も演者としてやってきたりしています。ですから、こうしたところを観光の場所である海水浴場と同じように受け入れていく、東京からも受け入れていくということは同様に重要な課題であるというふうに考えています。

一方で、文化会館ですとかプールですとか、そういったところは閉鎖的な空間であることから、感染のリスクが高いというふうに言われています。その感染リスクの科学的な評価を行った上で、風が通る屋外空間と扱いを若干変えていたということが今回の議員御指摘のポイントになります。今回、政府が屋内であっても観客は声を発しないような、そういったイベントであれば、座席の隙間をつくらなくてもいい、こういう緩和を19日から行うというふうに発表されています。これは政府のほうも専門家の意見を聞いて行った緩和措置であろうかというふうに見ております。したがって、こうした科学的知見をベースとした緩和については、市としても積極的に歩調を合わせていきたいというふうに考えているところでございます。

2点目の、交付金予算の市民を対象とする使途、コロナ対策の重要性につきましてです。今回の補正では、これまで御説明申し上げましたとおり、様々なところで事業を展開するというふうにしております。一方、議員御指摘の直接的な補助のようなものにつきましては、今回は実施がされていません。それは第1次でやったというふうに私どもとしては見ているからでございます。

それでは、今回の補正でそれがもう十分なのかというふうなことについては、私どもとしても検討をいたしまして、通常の事業としてのセーフティーネットが、これまでの制度上、相当程度備わっているということを確認し、その様々なメニューを組み合わせることが私た

ちは大切であろうと。今回の交付金は貴重な財源なので、これまで申し上げましたとおり、新しい生活様式、新しい観光というものへのチャレンジということで十分に吟味して箇所づけをしようというふうな考えでございまして、一方の今苦しんでいらっしゃる市民への補助につきましては、先ほど申しました既存のメニューの組合せに知恵を絞っていいこうじゃないかというふうなことで整理したところでございます。この様々なメニューにつきましては、また今後も私どもも検討いたしますが、議員からも御指導いただければと思います。

以上でございます。

- 議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。3回目です。
- 13番（沢登英信君） 市長の方向づけは理解をいたしましたので、ぜひともこの既存のメニューで本当に足りるのかどうかを含めて御検討いただいて、1億円もお金があるわけですから、そのお金をやはり必要なところに使うという姿勢を持っていただきたいと、こういう具合に思うわけです。財政調整基金が全くなってしまうなら、いずれにしても6億4,000万円なのか、7億4,000万円なのかと、こういう議論になってこようかと思うわけです。ぜひともそういう意味では下田モデルということで御検討いただいたわけですので、少なくとも、じゃあ市民文化会館やスポーツセンターの換気がどうなっているのかと、空調がどうなっているのかというような、煙を出しての調査とか、やはりそういうものをして、この結論を出したのであれば、それはそれなりに納得できようかと思いますけれども、ただ単に管理の観点から、それがコロナ対策として一番やりやすいと、切っ飛ばすと、管理することが大事なんだ……ぜひともそういう意味では大した費用もかからないと思いますので、この換気の実験をするなり等々して、多くの市民や外部からの演者も市民文化会館やスポーツセンターが使えるような仕組みを研究をしていただきたいと、こういう具合に教育長に要望したいと思いますが、いかがでしょうか。
- 議長（小泉孝敬君） 要望でよろしいですね。
- 13番（沢登英信君） できましたら、やるという返事をいただければ大変ありがたい。そういう方向でやるという返事をいただければ、検討するという返事をいただければありがたいと思います。

〔発言する者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 教育長。
- 教育長（佐々木文夫君） 私個人ではここでは当然返事はできませんので、市長が言われたこと、沢登議員が言われたこと等をこれからもう一度再検討させていただきながら、市民の

方々、あるいは演者の方々等々、あるいは文化協会、体育協会に所属している、そういう活動する団体に対して、今後十分検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

9 番 進士濱美君。

○9 番（進士濱美君） 私のほうから 3 点ほどですけれども、端的にいきます。

まず、さきに説明をいただきました給食関係の、これは6800事業に当たります。給食の食材提供業者支援事業としまして400万円、臨時交付金が充てられておりますけれども、説明によりますと、感染症の影響により休校となり給食を停止したと、これに伴い食材の消費が減ったというのをカバーするために、月2回、ふるさと給食日として地場産品を使用した給食を提供したということでございますが、これは地場産品とは主にこういったものを指すのか、そして提供した給食はどなたに提供されているのか、これ、現在でもどうなっているのか、ちょっと御説明ください。

それから、実は今回コロナの問題で支援対策が非常に拾い切れないと、現状の把握がし切れないというのを私も危惧しております。そして、今日の説明の中でもございますが、実は事業者に対する支援、給付というのは国、県、市町から相当出ているんだと思うんです。平均しますと、ちょっとした事業者で、個人営業者で、下田辺りでも150万円何がしが頂いているという話は伺っております。それはそれでよかったなという思いなんです、決してそれは十分ということではないんです。

ところが1つ問題になっておりますのが、不安視されますのが、短期の雇用者、パート、下田役場におきましては、ただいまお話にも出てきました会計年度任用職員制度、これに伴う給料、報償費の減額補正が今回たくさん出ております。これが実は、その減額の内容につきましては、補正予算の概要の一番最後のページ、62、63の中で、会計年度任用職員用の一部業種別明細が出ておりますが、それらを見せていただくところ、もういち分かりにくいという点がございまして、実はそもそもが会計年度任用職員制度というのは今年の4月から全国で一斉に始まりました。昨年の暮れ、議会の中でも、7時間45分勤務であったフルタイムが、ほとんどが7時間勤務のパートに落ちてしまったという部分で、委員会でも相当議論されました。の中でようやく1月になって、妥協案と申しますか、国家資格を持っている保母さん絡みが24名だったと思いますが、フルタイムで残すという中でスタートしたわけですが、ただ、スタート以前から不安視されておりました、その会計年度任用職員の身分の不安定さ、

これは実施以前から指摘されておりました。と申しますのが、一般の事業者の中でも、一般のお店、ないしはスーパー等の臨時職員がまずそこから雇用調整のクッション役を担わされているというのがございます。それが役所におきましては、今回の会計年度任用職員、これ160名何がしたと思いますけれども、これらが見事にコロナによってクッション役を担わされているだろうという数字が今回の補正予算の中で見受けられます。金額そのものはそう大きなものではございませんけれども、そもそもが会計年度任用職員の月収が平均しますと14万5,000円何がし、保育さんのフルタイムで16万円何がしと、決して大きい金額ではないです。その中でさらなるカットというのが今回コロナによって、勤務時間の短縮による結果だと思いますけれども、それが各部署でほとんど発生しているということでございます。

これが今後、会計年度任用職員のさらなる身分の不安定さを増長するようなことがあってはならないという不安、危惧するわけなんですけれども、それらを多少とも食い止めると申しますか、そもそもが会計年度任用職員の法律的な趣旨というのは、臨時職員と正職員の所得格差の是正というのが大前提で出発した制度でございます。当然そういったものが今回はコロナによってさらに格差が拡大してしまっているという結果を生んだわけです。これらを踏まえまして、非常に今後コロナに限らず、災害等々で何が発生するか分かりませんが、既に不安定な職場として、役所自体が見られるというものを提供しているわけです。それを危惧する意味でも、まず今回は会計年度任用職員制度の各部署における増額も一部ございます、これはコロナ対策だったでしょう、市民課辺りが増えておりますけれども、多くの部署が減額されておるといふ明細の資料を、委員会でも結構ですが出していただきたいと思いますが、これはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

○学校教育課長（糸賀 浩君） 私のほうからは、学校給食の賄い材料に関する点についてお答えをさせていただきます。

まず、地場産品というのはどのようなものを想定しているのかというような御質問でございます。まず下田市で名産品になっていますキンメダイ等、そのほかヒジキ等の海藻類、またはミカン等、あと、また下田市内が産地ではないですけれども、静岡県内産として鳥肉であったり、そういったようなものをふるさと給食の日として、今後これから補正予算をお認めいただいた後から10回程度実施をしたいというふうな形です。誰に提供するのかという部分でございしますが、こちらのほうはもちろん児童生徒、小学校、中学校の児童生徒の給食の

部分に提供させていただくということでございます。

私からは以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 会計年度任用職員についてでございますが、まず62、63ページの資料を見ていただいて、おっしゃっているのかなと思いますが、一番下段の表でございますが、補正前の額と補正額においては人数変わらない中、増額となっております。

コロナの期間に会計年度任用職員が仕事がなくなったようなお話をされておりましたが、実際には特休を取っていただいたり、給料補償もされており、また、例えば教育委員会でいう児童支援とか保育士さんが休まれたときには、また別の仕事をさせていただくなど、通常できない業務に対応していただき、業務をしていただいておりますので、それによって著しく下がったということはありません。今回の当初予算をつくるに当たっては、今回初めてのことで、ある程度、今までの中のシミュレーション等を想定しつつ、経験値とかも踏まえ、平均的な予算でつくっておりますので、実際にしたときには、その辺の条件も変わっております。それに伴って、各では上がったり下がったりはございますけれども、全体としてそんな会計年度任用の方が卑下されているというようなことはないと考えております。

あと、今回補正に当たっては、各課に渡した、統合政策課のほうからそういった給料、手当等は示して補正予算をしておりますので、結構細かい表で、本当に見づらいと思いますが、それでよろしければ提供できますけど。

○議長（小泉孝敬君） 9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） 給食の件は承知いたしました。

会計年度任用職員の件ですけれども、私が全部当たり切れないんですが、現実に任用職員制度で保育士さんであるとか、二、三人にすぎませんけれども、多少当たっております。セクションに、部署によっては大分、説明書のほうを見ますと大分、ほとんどが一般会計職員の減額になっておりますよね。これがトータルで224万4,000円というのが、これ給料で減額になっておりますね。単純に1人頭にすると、そんなに大きな金額にはならないと思うんですけれども、それはどっかに、セクションによって大分開きが、仕事の内容によっては大分違うんだろうと思うんですけれども、その辺は全くコロナの影響は出ていないということで再確認、よろしいんですか。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） コロナの影響によるものではございません。実際に雇った方

と当初予算を組んだ方のそういった差額調整による差額を今回補正で計上させていただいているものです。

○議長（小泉孝敬君） 9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） ちょっと私の認識、聞き込みとちょっと話が違うんですけども、また、委員会のほうでももう少し伺うことになると思いますけど、よろしくお願いします。

以上で結構です。

○議長（小泉孝敬君） ここで休憩をしたいと思います。

2時10分まで休憩といたします。

午後 2時 0分休憩

午後 2時10分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開します。

質疑を続けます。

質問のある方。

6番 佐々木清和君。

○6番（佐々木清和君） ワークーションについて教えていただきたいところがございますので、よろしくお願いいたします。

現在、下田はみなと橋の旧ドック跡地の寮を利用しながらワークーションをやっておりますけれども、先ほどの説明で、2泊3日、それから4泊から5泊される方がいて、1日1万円ぐらいあって、滞在すると7万円から8万円使われると予想されますというような数字も提示されましたけれども、私はこのワークーションのみなと橋の施設そのものをもう少し実績が出るのを確認して、樋村邸に力を入れなければいけないと思っています。というのは、予算を見ますと設計監理で300万円、それから耐震解体工事で1億620万円ですか、貴重な市民のお金をまだ実績が確認されていないみなと橋のワークーション施設と併せて進むというのはどうかと、一時立ち止まって考えなければいけないかなと感じております。

実はみなと橋を経営というんでしょうか、運営されている会社が猪苗代で同じワークーションの施設を運営しています。私、コンタクトなしで2回ほど行ってみました。事前に準備していただくと正確な施設の実情が分かりませんので、直接行きました。感じたところでは、うーん、どうかなという感じを受けております。ちなみに地域で情報を集めたら、猪苗代、会津若松、この辺の方たちはこの施設のことも知らず、どういうふうに使われているか

ということも知っている人はおりませんでした。たまたま私が聞いた方がそういう方だったのかもしれませんが。

先日、議員として樋村邸を視察に行きましたら、倉庫になっているんですね。SUPが何か分かりませんが、大きなボードを置いて、倉庫代わりに使っていて、何の目的でこの樋村邸を頂いたのか。話によると、無償でなおかつ3,000万円のお金をつけていただいて、市のほうが頂いたということですが、これは僕も確認はしておりませんが、幕末開港の海の関所として、史跡として値打ちがあるということで、それでは市でも頂こうという発想だったと思うんですけども、ワーケーションで使う発想はいいと思うんですが、みなと橋のワーケーション、トータルで1日当たり何名の方が利用されているのか、これをまず教えていただきたいと思います。

それから、インターネットでこの経営の会社、確認しますと、下田をきっかけに全国規模でこのワーケーション施設を広げていきたいと。その基になるのが、この下田であるというようなこと、下田の名前を出してネットでアピールしておりますけれども、他の地域でのワーケーションがどうかと、ネットでは分かりません。担当課はこの会社がどういう動きをして、どんだけの実績を他の地域で出しているのか、把握しているようでしたら、ここで提示してください。

いずれにしても相当な税が使われるわけですから、今のみなと橋のワーケーションの実績が確認できて、市民が納得した時点で次の樋村邸、これからもっとお金かかるかと思うんですけども、貴重なお金を使うわけですから、一度立ち止まって、みなと橋の実績、どこがいいのか、どうしたらみなと橋がもっとアピールできるのか、その辺を考えた上で、もうもらった施設ですから、手をつけなくても市民の財産だと思いますので、これだけのお金を、さあ、行きましょうでなくて、もう一度、思い直して、考えていただければというのが多くの市民の考えのようですので、この辺の御回答をお願いしたいと思います。

私からは以上1点です。ありがとうございます。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） こちら、ワーケーション事業についてということで、みなと橋のたもとにあるVILLAGE INC.さんとLIFULLさんがやられている施設のことでございまして、こちら、市は経営には絡んでございませんので、実績などはこちらでは把握をできるものではございません。

実際こちらで把握している限りですと、去年夏ぐらいにオープンいたしまして、去年中で

延べ800名の利用があった。先ほど別の質問で回答させていただきましたけれども、それくらい利用があったというものです。1日何人くらいの方がいらっしゃるのかという質問ですけれども、基本的にはそこら辺の細かい情報はこちらでは分からないんですけれども、全体としてそれくらいの人数が訪れていると。中には2泊3日で帰る人もいらっしゃれば、2か月、3か月ずっと滞在している人もいらっしゃいます。なんで、その人その人の過ごしたいやり方、このまちとの関わりたい関わり方によって多様な過ごし方がございますので、一概には言えないものと思っています。

もちろんそこで過ごされる中で、まちの中と一緒に事業をやられている方もいらっしゃいますし、そこを皮切りにほかの伊豆半島の下田を中心として拠点を探される方とか、いろんな方がいらっしゃいます。下田のワーケーションについては、そこが地元と一緒に交流をすることというのは、ほかのワーケーションで推進している自治体と比べて非常に盛んです。福島県や長野県、北海道、沖縄県、和歌山県などなど、ワーケーションは官房長官が御発言されたこともあって、全国的にはとても波が来ている状況です。企業もそうですし、自治体もそうです、多くの方が注目をしている事業です。これに基づく事業がこれから実際、国のこの地方創生のコロナ対策の臨時交付金でもワーケーションの誘致など、そういったオフィススペースの改善、もちろんコロナ対策ということも兼ねて、そういったことを推進される自治体へ、この交付金を活用するということはメニューとして掲載されているものです。なので、ぜひ今、活用すべきというのが、この国からもそうですし、自治体としてもやるべきことだと私は思っております。

そういった中で、先ほどそういった企業がどこの拠点をもちかというのは、VILLAGE INC.さんのことですか、LIFULLさんのことですか。ちょっと分からなかったんですけれども、少なくともVILLAGE INC.さんは下田市に拠点をもちの企業で、西伊豆にキャンプ場をお持ちになりつつも、ほかの群馬県ですとか、九州のほう、佐賀県とかでも拠点を整備されていらっしゃる企業さんです。LIFULLさんですけれども、我々下田市としては空き家活用やワーケーション推進などで連携協定を去年の12月に結ばせていただいていますけれども、同様に連携協定を締結している自治体は全国に10ぐらいですか、10近くなるんですかね、今8か9ぐらいだったと思いますけれども、同じようにそういった空き家の利活用ですとか、ワーケーション推進について全国的に取り組んでいらっしゃる企業です。働き方改革ですとか、空き家活用について、多くの企業さんともパートナーを結んでいて、非常に多くの方たち、自治体さんからも引き合いのある企業さん。特に下田に力を

入れてくださっていますので、我々としても一緒になって、そういった関係人口創出に向けた取組をやっていきたいと思って、この事業を進めているものです。

一応、樋村医院の改修につきましても、こちらの樋村医院の改修の主に工事費については、地方創生の拠点整備交付金というものを申請させていただいておりまして、内閣府のほうから地方創生に基づく政策として、工事費のほうの補助を受けることを交付が決定されておりまして、こちらについても政府としてもワーケーションを進めていくという中で、それに沿った政策であるということをお認めいただいたことなんではないかと私は認識しています。

なので、できる限り、なるべくだったら負担が少ないように、そうした国の交付金なども活用しながら、こうしたワーケーション事業という、コロナ禍という中でなるべく働く場所というのが1か所にとどまらず、いろんなところで、いろんな働き方をするような時代になってまいりましたので、それを進めていくことというのがこれからの長い時代を生き抜く自治体としての在り方の1つなんじゃないかと思って進めさせていただいているところです。

なので、こちらを今回改修しまして、来年度にオープンをして、そういった動きを加速させていきたいということをやっているという、私の意図としてはそういったところでございます。

以上です。

- 議長（小泉孝敬君） 6番 佐々木清和君。
- 6番（佐々木清和君） ありがとうございます。

ちなみに樋村邸、もし活用していくとすると、どういう形で、どういう人たちが運営をしていく構想があるのか。

それから、今、補助金云々ということ言われておりますが、市の税金であろうと、国の補助金であろうと、元は国民の税金です。天から降ってくるものではないです。補助金だからやりましょうでなくて、いずれにしても国民が納めた税金ですから、補助金だからこれをやる、あれをやるんじゃないで、必要だったら頑張っても国から税を持ってくると、これが僕の発想でございます。ですから、どういう運営を考えておられるのか、ネットですと下田、それから猪苗代、同じ経営者で、何か先が見えないような情報の表示しかありませんでしたので、最後にもう一度、市当局として冷静に立ち止まって、立ち止まっても、これ、もう頂いた財産ですから、遅れるということはありませんので、それよりも今のみなと橋のワーケーションを誰が見ても、おっ、完全にいつてるなというイメージは持っておりませんので、そこで実績をもっと積んで、しからば樋村邸、力入れようかというのが正常な物の考え

方だと思えるんですけども、いかがでございましょうか。お願いします。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） 樋村医院の活用のイメージですけども、こちら、ワーケーション施設、全国にもいろんな自治体さんのほうで造られていますし、いろんな企業さんでも展開されているものでございまして、こちらの施設が完成しましたら、その運営については全国でいろんなワーケーション施設を運営している企業さんと一緒にパートナーを組んでやりたいと思っています。実際そういった全国で展開している企業さんと一緒に組ませていただくことのメリットとしては、そういった方というのは多くの都市部の企業さん、首都圏のみならず、都市部の企業さん、今はそういったコロナ禍においていろんな働き方が変わってきていて、その社員の福利厚生のみならず、実際にそういった緊急時の勤務の在り方ですとか、こういったコロナ禍の人の移動が制限されているときにこういった働き方でその経営活動というのを維持していくかということに悩まれている企業さんというのに非常にネットワークが強いものをお持ちの企業さんたちが多いです。そういった方たちに近い人たちとパートナーを結んで、これを運営していくということで、この樋村医院のワークスペース、そういうものを活用することで、こちらの施設に多くの利用者を呼んでいただけるものだと思います。

実際、下田というのは都市部のほうから電車一本で行けるというメリットもございます。確にかかる時間は二、三時間はかかるんですけども、その途中の電車の中でもいろんな、鉄道事業者ともいろいろ何か連携をしながら、そこも移動も含めて、いろいろ下田へのワーケーションというものが1つのコンテンツになるようなものをいろいろ考えていきたいと思っています。実際にその建物の中で何をするのかといいますと、議員、近いイメージをお持ちかどうか分かりませんが、そういった都市部の企業のチームビルディングですとか、合宿ですとか、合宿と言ったら分かりやすいですかね、そのチームビルディングをするためのスペースであったりですとか、あとは地域の、今でもやっていますけれども、地域の企業とビジネスのマッチングをしたりですとか、そういった地域の魅力ですとか課題みたいなものを、お互いが交流する中で、煮詰め合って、それで地元の企業と一緒に何かをやるというのは、そういったことを検討する拠点、会議スペースであったり、そういった事務作業するスペースであったり、そういったものに活用できればと思っています。

そうですね、みなと橋のほうでやられている事業のほうの実績を見てというお話ですけども、こちら、先ほども申し上げましたけれども、あちらは民間企業がやられているもので

す。市の事業ではありません。こちらについても、それはさておいて、あそこの事業が盛り上がっているか、盛り上がっていないかで言いますと、ワーケーションというくくりにおいては、非常に盛り上がっている施設です。人がどれだけ訪れているかというので、ワーケーションの効果をはかるという。宿泊施設を運営しているわけじゃないので、ワーケーションで盛り上がっているかどうかと言われるのは、その地域にとってどれほどの刺激があるのか。そういった空き家の利活用ですとか、例えばそういった地域のプレーヤーと一緒にあった事業の創出ですとか、もちろん実はそれも含めて、ほかの地域のアクティビティーなどにも平日に使っていただけるだとか、飲食店に訪ねてくれるとか、そういったものもございませけれども、そういったものではかるんだと思っています。単純に来場者だとか、落としたお金の金額というよりは、そういった地域と何かをやって効果を上げていくというものだと思います。

そういった意味では、非常に今、いろんな地域の事業者さんとワーケーションで来た若いデザイナーとか、ライターさんとか、そういった人たちがつながって新しい事業を創ろうと、実際創ってきています。このまちで起業しようという方も実際出てきています。そういった方たちが出てきているというのは、ほかの自治体のワーケーション政策に比べても、下田が一步ぬきんでいているところだと私は自負しています。そういった意味で、下田は非常に世間的に注目を浴びています、ワーケーション事業をやっているという中では。こういうことを自分で言うのも何なんですけど、かなりメディアのほうにも、それは別にローカルのメディアにとどまらず、いろんな方々にお話を聞かせてくださいというお話をいただくことも多いです。

それだけ注目が集まっているまちだからこそ、今、受け入れる先が正直足りないんじゃないかというのが、担当として私は危機感を覚えています。だからこそ、先ほどの議会のほうで、先般の議会でお認めいただいたように、今回ですかね、今回の予算でも出していますけれども、宿泊施設さんとかにもそういったオフィススペースを造るという補助、これもあれですね、7月にやったやつですね、すみません、7月にお認めいただいた予算の中でも、そういった宿泊施設など、飲食店など、市内でそういった一般の方が使うスペースにオフィススペースを設けたりして、ワーケーション客、テレワーク客を誘致するということを補助させていただくことですか、そういったことも推し進めて、より多くの人たちに下田で何かを起こすということを経験していただいて、このまちの活力の1つになっていただきたいという思いがあります。だからこそ、それをよりしっかりと市がまさに造るワークスパー

スとして、その象徴として旧樋村医院を活用させていただくということで、今回上げさせていただいているものです。まさにタイミングとしても、今やることが非常に効果が高いものだと思っています。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 6番 佐々木清和君。3回目です。

○6番（佐々木清和君） ありがとうございます。

売上げ、利用人員云々という意見を出したのは、当局のほうから数字を出されたので、そうかなということで確認の意味で出させていただきました。利用人員、お金、どれだけのお金を落とすのか。私はあまり大事だとは思っておりません。下田がいかに関心されるかということが大事だと思います。

お願いは、民間の施設で空き家がたくさんあるわけです。議題でも上りました。それから民間の施設も有効に使えらると思います、宿泊施設をやっている多くの施設。そういうところに影響を与えないようなものを考えていただきたいという、民間を圧迫するようなことがないような形でのことを考えていただければなということです。

ちなみに、今日ここでお話ししたのは、こういう問題が議会で出たよということを記録にとどめていただきたいので出しました。これが5年、10年先、ワーケーションがどうであったかという1つの議論の論点になればということで、あえて質問をさせていただきました。

以上、ありがとうございます。

○議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第45号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第46号 令和2年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第46号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第47号 令和2年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第47号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第48号 令和2年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

- 13番（沢登英信君） 予算に関連してお尋ねしたいと思いますが、コロナ対応として、この国保料金の減免等、それから傷病手当等の、一般質問の中でも170万円だったのでしょうか、等の現時点での予測額だと、こういう御答弁いただいたと思いますが、それらの減免についての予算措置というのは、特別に今議会では要らないのかどうなのか。それから170万円が今年度全体でどのくらいになるのか、また、その周知徹底等の市民へのアピールはどういう具合になっているのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

- 議長（小泉孝敬君） 市民保健課長。

- 市民保健課長（井上 均君） それでは、国民健康保険事業特別会計についてでございますけれども、せんだって一般質問がありました中で、答弁のほうがちょっと不十分で申し訳ございませんでした。減免につきましては、前年度所得から10分の3以上減少した場合、ですので3割以上減少した場合が対象になります。今現在12件の申請、それから現在申請中というのが3件で、合わせて15件、国民健康保険のほうで申請をいただいております。12件の許可された金額につきましては約170万円です。それから傷病手当につきましては、陽性になった方に対してですので、下田市ではこのような方は今のところいらっしゃいませんので、傷病手当についてはゼロというふうになっております。

こちらにつきましては見込みでございますけれども、いつまでの金額でということではございませんで、年間に対しての10分の3以上ということですので、現在申請件数が12件、170万円ということで、まだ途中だというふうに感じておりますので、12月定例会等で金額のほうを精査していきたいと思っております。

また、こちらの保険料の減免につきましては、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者保険料、共にございますので、さらなるPRに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

- 議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第48号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第49号 令和2年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第49号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第50号 令和2年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第50号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第51号 令和2年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

- 13番（沢登英信君） 一般会計からのこの300万円の繰入金があるわけですが、この内容についてお尋ねをしたいと思います。今年度、これっきりで済むような内容のものになっているのでしょうか。

- 議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

- 産業振興課長（樋口有二君） こちらの300万円でございますけれども、今回、こちら繰入金を300万円追加しましたのは、昨年、いろんな大きな台風が二度ほどありまして、田牛の集落排水施設についてはいろいろ大きな被害を受けたところです。実際、一昨年から去年までの繰越し分の金額はそこそこ大きいものがございましたので、その中で災害復旧費を賄うことが可能だったんですが、昨年、そういった台風の被害もあって、昨年度から今年に繰り

越している分につきましては、こちら実際に100万4,000円でございます。去年災害を受けた規模ですと300万円ほどの、もし同程度の台風が来た場合には、それくらいの支出をすることも想定されます。なので、いざというときに予算がありませんでは、もし去年と同規模の台風が来てしまった場合に素早い対応が難しいため、去年と同程度の被害が来ることを想定しまして、今回新たに繰入金を追加させていただいたという趣旨です。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第51号議案は、産業厚生委員会に付託します。

次に、議第52号 令和2年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 水道事業も起債の過疎債の借換えがあったかと思うんですが、その借換えによる利息の増とか、あるいは先ほど言った全額対象にならないので、持ち出し分とか、そういう不都合というんでしょうか、事態が生じてくるのでしょうか。それとも全く同じような借換えで問題ないと、こういう理解でよろしいのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋武義君） ただいまの過疎債の借換えという御質問でございますけれども、こちらは水道事業会計ではございませんで、下水道事業会計でございます。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 下水道のほうで聞かせてもらいます。

○議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

○13番（沢登英信君） 5ページの長期前受金の戻入ということで、国・県からの補助金の処置がこの数字になってきているかと思うんですが、具体的にはどういうことか、お尋ねをしたいと思います。

それから、7ページでは県の補助金の返還が136万4,000円ほどありますが、これも併せて、どういうことであったのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 上下水道課長。

- 上下水道課長（土屋武義君） まず、長期前受金でございますけれども、平成26年の公営企業法改正から補助金に関わるものにつきましては、こういった長期前受金のほうで負債のほうに計上するような形になってございますけれども、ちょっと私、資料がございませんので、細かい資料が、幾らなるかというのがお答えできません。すみません。

もう一点の7ページのほうの県費補助金の返還金136万4,000円でございますけれども、こちらにつきましては、令和元年度の静岡県の生活基盤施設耐震化等補助金、これに関わります消費税の仕入れ控除の税額分でございます。具体的には、石綿管更新事業というのがございまして、こちらのほうが事業費4,500万円。そのうちの県費補助が3分の1頂いておりますので1,500万円となっております。その消費税分が136万3,636円ということになりまして、こちらのほうを県のほうへ返還するものでございます。

以上でございます。

- 議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第52号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託します。

次に、議第53号 令和2年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

- 13番（沢登英信君） 27ページから28ページにかけましては、先ほど質問しましたように、過疎債が1,720万円、これを公共下水道債に借り換えるということでございますが、内容的には全く借り換えるということで何ら変更というんでしょうか、不都合なことはないという具合に理解してよろしいんでしょうか。

- 議長（小泉孝敬君） 上下水道課長。

- 上下水道課長（土屋武義君） 今の借換えのこと、過疎債から通常の公共下水道事業債のほうへ借り換えるという御質問でございます、不具合があるかという御質問でございますけれども、企業債は地方公営企業が行う建設とか、改良に要する資金に充てるために起こす地方債でございます、一般会計の起債との違いは、企業の建設とか改良などに要する経費というのは、許可されれば全て起債の対象になるということでございますので、内容的には対象としますと100%借りられるというような、許可されれば100%借りられるというような形に

なっております。利率につきましても当初は1.5%の利率で考えてございますので、その点は変わらないかと思えます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第53号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

○議長（小泉孝敬君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

なお、今後の日程につきましては、明日15日から24日まで決算審査特別委員会の審査を、25日及び28日に各常任委員会の審査をお願いし、29日、本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、19日、22日及び26日、27日は休会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後 2時45分散会